実施年、開催内容の順に読み上げます。

平成２９年（2017年）、事例発表：池尻・北沢・用賀・砧・上北沢地区

平成３０年（2018年）、事例発表：上町・松沢・深沢・成城・かみ祖師谷地区

令和元年（2019年）、事例発表：しもうま・新代田・九品仏・喜多見・烏山地区

令和２年（2020年）、事例発表：上馬・代沢・奥沢・祖師谷地区

令和３年（2021年）、事例発表：太子堂・梅丘・等々力・船橋地区

令和４年（2022年）、事例発表：若林・経堂・松原・上野毛・二子玉川地区

令和５年（2023年）、事例発表：池尻・北沢・上北沢・かみ祖師谷・烏山地区

以上は、104ページの内容です。

以下は、105ページの内容です。

福祉の各分野においても地域づくりを進めています。

【社会福祉法第１０６条の４第２項第３号（地域づくり事業）を構成する地域づくり事業】の表を読み上げます。

介護

事業名、地域介護予防活動支援事業

主な区の取組み内容

通いの場づくり

運動等による介護予防を目的とした自主活動団体の立ち上げ及び自主活動団体への活動継続支援など「通いの場」づくりを実施しています。

せたがやシニアボランティア・ポイント事業

高齢者が地域活動に参加するきっかけの一つとして、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」を実施することで、健康寿命の延伸及び地域で支えあう仕組みづくりを推進しています。

事業名、生活支援体制整備事業

主な区の取組み内容

社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者等の地域における自立した日常生活の支援等の体制の整備を推進しています。ボランティア等を担い手とした生活支援等サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築、ニーズに応じた資源のマッチング等を行っています。また、生活支援コーディネーター、生活支援サービスの提供主体及び地域活動団体等が参画し、定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした協議体を、全区及び各地区において実施しています。

障害

事業名、地域活動支援センター機能強化事業

主な区の取組み内容

地域住民や他機関とのプログラム、商店街活動への参加、地域中学生職場体験受入れや調理実習などを実施しています。

子ども、

事業名、地域子育て支援拠点事業

主な区の取組み内容

子育て親子の交流の場の提供や、交流の促進、子育てに不安や悩み等を持っている保護者に対する相談や援助を行うとともに、必要な情報提供や子育て、子育て支援に関する講習などを実施しています。

続きは、次ページです。

前のページの表の続きを読み上げます。

生活困窮

事業名、生活困窮者支援等のための地域づくり事業

主な区の取組み内容

フードパントリー事業

地域の社会福祉法人やNPO法人、子ども食堂等地域支援に携わるかた等と連携し、食の支援を通じて身近な地域で生活困窮者を支えています。

ひきこもりの状況に関する理解促進を目的としたセミナー等の開催

複雑化・複合化した問題を抱えがちなひきこもりへの理解促進や、地域住民の活動を活性化させ、身近な地域でひきこもり当事者や家族を支える共助の取組みを推進しています。

各地区においては、子ども・子育てに関する資源開発として、児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者が連携し、地域人材の発掘や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組んでいます。

地区では高齢者を対象としたスマホ講座に学生のボランティアが参加するといったことや、認知症のアクションチームが、子どもたちに認知症に関する絵本の読み聞かせを行うなど、少しずつですが、多世代交流や地域共生につながる取組みが始まっています。

以上は、105ページの内容です。

以下は、106ページの内容です。

今後の課題

複雑化・複合化した課題を抱えたかたや制度の狭間のニーズを抱えたかたに寄り添い、伴走支援を実践するためには、本人やその世帯の希望に沿った多様な場・居場所が必要です。

地区や地域には多様な区民のつながりや活動があり、団体間の情報共有や協働は現在も行われていますが、横につながり交流する機会を増やし、活動の活発化と相乗効果の発揮を図ることで、団体活動の活性化と地区・地域の課題解決に資するものと考えられます。

将来の人口減少局面を見据え、次代の社会を担う子ども・若者が住み続けたい、住みたくなる地域づくり、子育てしやすい環境づくりを推進していかなければなりません。子育て世帯や子育てを支える多様な世代が、交流できる場や機会を充実させる必要があります。

福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組みにも着目し、環境整備を行うことが必要です。

また、多様な主体が出会い、つながりの中からさらなる展開を生む機会となるプラットフォームを形成することで、ワクワクする地域づくりを進めていく必要があります。

続きは、次ページです。

取組みの方向性

複雑化・複合化した課題を抱えたかたや制度の狭間の支援ニーズを抱えたかたに寄り添い、伴走支援を実践するため、多様な場・居場所づくりや、人と人、人と資源をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけ合う関係性を地区で生み出していきます。

地区においては地区アセスメントを区民参加により意見を伺いながら作成（更新）し、また地域においては世田谷区地域行政推進計画に示す地域経営方針により、課題と対応の方向性を明らかにします。あわせて課題の共有化を図るとともに、参加と協働による課題の解決を促進します。

地区において地区情報連絡会を開催し、地区で活動する団体等が幅広く情報や課題を共有することにより、地域活動の活性化に結び付くように支援します。また、地域をつくり支える存在である区民や団体が自ら意見を述べ、情報を発信・共有するための新たな仕組みづくりに向け、幅広い世代や多くの団体が地域の課題に主体的に向き合い、互いに協力して自治を進められるように支援します。

身近な地区において、児童館が多様な地域資源と連携し、相談支援や見守りネットワークの中核的役割を果たすことにより、切れ目ない支援や見守りを強化し、子どもや子育て家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

地区における四者連携を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。あわせて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。

一つ一つの事業に多世代交流の視点を盛り込んで展開することにより、多世代交流が可能な事業、施策、拠点を充実させていきます。

以上は、106ページの内容です。

以下は、107ページの内容です。

めざす姿の実現に向けた主な取組み

１、地域づくり事業（重層的支援体制整備事業、地域づくり事業）

複雑化・複合化した課題を抱えたかたや制度の狭間の支援ニーズを抱えたかたに寄り添い、伴走支援を実践するためには、多様な場・居場所づくりをおこなうとともに、人と人、人と資源をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけ合う関係性を地区で生み出していきます。

２、子育て支援における地域資源開発の推進、【再掲】

身近な地区の子育て支援を一層推進するため、児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者による子育て関係団体ネットワーク会議を各児童館において実施し、子育て支援に必要な地域資源の開発や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取組んでいきます。

３、地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームづくり

地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームづくりにより地区情報の共有化を図ります。地区への関心の醸成により、幅広い世代や多くの団体が地域の課題に主体的に向き合い、互いに協力して自治を進められるための基盤とします。

取組みの行動量の表を、番号、行動量、現況値、令和６年度、（2024年度）、令和７年度、（2025年度）、令和８年度、（2026年度）、令和９年度、（2027年度）、総量の順に読み上げます。

２、子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数、【再掲】、【実施計画、施策２の１】は、87回（令和5年度見込み）、95回、98回、99回、104回、396回

３、地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォーム定着数（累計）、【実施計画、施策２２の２】は、なし、5地区、15地区、28地区、28地区、28地区（累計）

続きは、次ページです。

取組みの成果指標の表を、番号、成果指標、現況値、令和６年度、（2024年度）、令和７年度、（2025年度）、令和８年度、（2026年度）、令和９年度、（2027年度）、総量の順に読み上げます。

１のまる１、区民意識調査で、地域での支え合いが必要だと考え、状況に応じて積極的な声掛けなどを行いたいと回答した区民の割合は、20.8％、21.5％、22.0％、22.5％、23.0％、23.0％

１のまる2、地域住民の居場所や支えとなる地域資源の数は、1,816箇所、1,830箇所、1,850箇所、1,870箇所、1,890箇所、1,890箇所

２、児童館と連携している子育て関係団体の数（累計）、【再掲】、【実施計画、施策２の１】は、215団体（令和5年度見込み）、240団体、250団体、255団体、270団体、270団体（累計）

３、地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームへの登録者数（累計）、【実施計画、施策２２の２】は、なし、250人、1,000人、2,400人、3,800人、3,800人（累計）

※重層的支援体制整備事業における取組の成果指標については43ページをご覧ください。

以下は、次ページの内容です。

108ページ

コラム、つなぐ烏山でつながろう！

烏山地域にお住まいのかたと活動している皆さんが仲間です

つなぐ烏山って？

正式名称は「絆つながる地域包括協働体、つなぐ烏山」といい、烏山総合支所保健福祉課と、烏山地域社会福祉協議会事務所が事務局となって、烏山総合支所の各課と地域の皆さんによる運営委員会を組織し、運営しています。

「つながりたいをつなぐ」「ゆるやかにつながる」をコンセプトに、烏山地域の地域共生社会の実現に向けて活動しています。

何をやろうとしているの？

地域のかたが、福祉的な課題を抱えているかたに気づいて福祉の支援者へ相談したり、逆に、福祉の支援者が、福祉的な課題の解決にあたって町会・自治会、商店街、活動団体など地域のかたの力を借りたりということが自然にできるよう、各分野の関係者や支援者が知り合い、もっとつながりを持てるようになることをめざしています。

続きは、次ページです。

どんな活動をしているの？

心のバリアフリー研修

主に精神に障害のある当事者を講師に招き、生活していて困ることや日頃感じていること等のお話を聞くことを通して、参加者の皆さんに障害に対する理解を深めていただくために年数回、様々な機会に実施しており、研修生は、烏山地域の区職員から民生・児童委員、町会・自治会等へ広がっています。

烏山交流・名刺交換会

烏山地域で活動しているいろいろな団体を知ってもらい、またお互いに顔見知りになってもらうために交流する場として年１回開催しており、福祉関係のかたが中心ですが、地域のまちづくりやスポーツの関係者なども参加しています。

つながりたいをサポート

烏山交流・名刺交換会等で知り合った団体同士のつながりをサポートしています。また、コロナ禍で切れてしまった関係先との仲介役も担っています。

SNS

関係者や支援者がタイムリーに情報を発信し、手軽にお互いの活動やニーズをキャッチし、つながるきっかけになることをめざして、Facebookを試行的に運用しています。

以上は、108ページの内容です。

以下は、109ページの内容です。

コラム、多世代が交流している子ども食堂

子ども食堂とは、共働き家庭やひとり親家庭などで、遅くまでひとりで過ごす子どもたちの孤食、経済的理由による欠食などを少しでも減らすため、無料または安価な料金で食事の提供等を行う地域活動です。

区内ではたくさんの団体が活動を行っており、世田谷区社会福祉協議会では、子ども食堂が安心して活動できるよう、開設の相談や食品衛生に関する研修、食材費の補助や、支えあい活動保険加入などの支援を行っています。また、子ども食堂同士が、情報共有や連携できるよう、「子ども食堂団体連絡会」を開催しています。

子ども食堂は地域のかたの自発的な取組みで、活動内容は様々です。主な参加者は子どもとその保護者で、子ども同士や幅広い年代の運営スタッフとのほほえましい交流が行われています。最近では、子どもを中心に地域の大人も受け入れた多世代型も徐々に増えています。地域の多世代交流の拠点として、子ども達と大人とのふれあいを通じ、地域での安心感と信頼感が育まれることが期待されています。

以下は、110ページの内容です。

推進施策２、人権擁護の推進

関連するSDGsのゴール

5、ジェンダー平等を実現しよう

続きは、次ページです。

8、働きがいも経済成長も

10、人や国の不平等をなくそう

16、平和と公正をすべての人に

17、パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿、１

すべての区民の個人の尊厳が重んじられ、自発的な意思が尊重され、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無等に関わらず、多様性を認め合い、自分らしい生活が継続できています。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重される必要があります。また、地域住民が互いの多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた人権意識の啓発・理解促進が必要です。

現状やこれまでの取組み

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でないかたの権利を守るため、社会福祉協議会へ成年後見制度利用支援事業を委託し、相談や区民後見人養成などを行うことで、権利擁護事業に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会が設置する成年後見センターを中核機関として位置づけ、広報・相談・制度利用の促進、親族等の後見人支援等の機能を担うとともに、弁護士、司法書士、医師などの職能団体や支援機関、民間の金融機関を構成員とした地域連携ネットワーク会議を構築し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や、情報共有をおこなっています。

認知症施策

区では、認知症の人を含むすべての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現を目指し、令和２年（2020年）１０月に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行しました。また、本条例の推進計画として、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定し、認知症施策を総合的に推進しています。

認知症のおおよそ初期段階のかたを対象とした認知症初期集中支援チーム事業や本人の尊厳と権利を最大限に尊重した専門職によるケアプランの作成等の際、本人の希望を聴きながら意思決定支援を行えるよう、支援者の意識醸成を図っています。

障害者の理解促進

心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブ＊な地域共生社会を実現するために「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を令和５年（2023年）１月に施行しました。

111ページ

「手話が言語である」ことの理解促進を進め、手話を必要とする人の権利が尊重され、手話を必要とする人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会実現のため、「世田谷区手話言語条例」を制定しました。

子どもの権利

区は、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、平成１３年（2001年）に23区初となる「世田谷区子ども条例」を制定しました。また、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決を目指し、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）」を平成２５年（2013年）に設置しました。

区は、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が確保された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現に向け、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱とした、予防型の児童相談行政への転換を図るため、令和２年（2020年）４月に児童相談所を開設しました。

いずれも様々な相談機関等との連携により地域全体で人権擁護を推進しています。

男女きょうどう参画と多文化共生の推進

区は、男女きょうどう参画社会及び多文化共生社会を形成し、すべての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会を実現するため、「世田谷区多様性を認め合い男女きょうどう参画と多文化共生を推進する条例」を、平成３０年（2018年）４月に施行しました。

続きは、次ページです。

区は、男女きょうどう参画の推進に向けて、人権の尊重や擁護といった根源的な視点に立ち、配偶者暴力相談支援センターの機能整備とその充実、リプロダクティブ・ヘルス、ライツ（子を産み育てることに関わる健康と権利）への配慮や健康支援、国や他自治体に先駆けて導入した「パートナーシップ宣誓・ファミリーシップ宣誓」をはじめ、性的マイノリティ＊に対する理解促進と当事者の日常生活の支障を取り除くための支援に取り組んでいます。

区では「世田谷区多文化共生プラン」を策定し、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安全・安心に暮らせる多文化共生のまち　せたがや」を基本理念に外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進しています。

区は、多文化共生の意識づくりを推進し、外国人に対する偏見や差別を解消するとともに、外国人が地域住民との相互理解を深め、地域で活躍できる場づくりを行っています。また、多言語や、普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した「やさしい日本語」等を幅広く活用し、外国人が安心して地域で生活するために必要な情報を入手することができ、困りごとを相談できる体制づくりに取り組んでいます。

犯罪被害者等への支援

犯罪は、ある日突然、一方的に巻き込まれ、被害者やその家族等の生活が一変してしまうことが少なくありません。またその影響は、精神面、身体面、経済面、生活上の問題、仕事や学校の問題など、多岐に及ぶ場合もあります。区は、令和３年（2021年）６月に「犯罪被害者等相談窓口」を設置し、庁内・関係機関と連携しながら、権利の主体である被害者等が、尊厳と損害を回復し、安全に安心して自ら希望する人生を歩んでいけるよう、支援を行っています。

以下は、次ページの内容です。

112ページ

今後の課題

区はこれまでも、これからも基本的人権が侵されることなく、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現を目指していますが、国内には未だに17の主な人権課題があげられています。

続きは、次ページです。

区は「世田谷区子ども条例」に基づき、「せたホッと」や児童相談所の設置など、子どもの権利保障と最善の利益の確保に取り組んできましたが、いまだ児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状があります。すべての子どもには意見表明権があり、子どもの最善の利益は子どもの意見表明の先にあることを前提に、子どもを権利の主体として尊重し、意見を表明できる環境を整える必要があります。こうした中で、特に児童相談所等が行政処分を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、制度を構築する必要があります。

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により苦しんでいる人がいます。性のありようを否定されたことや、排除されたこと、隠してきた経験などから、自分のセクシュアリティがそのまま受け入れられるのか、周囲からの見方が変わってしまうのではないかと不安に思うかたも少なくありません。

ジェンダーアイデンティティや性的指向が十分に尊重されながら、安心して支援を受けることができるよう、福祉的支援にかかる対応力の向上と体制の充実、利用できる制度や資源の拡充が求められています。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍により、こうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

取組みの方向性

女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向け、人権意識の啓発や・理解の促進に取り組みます。

区は、国や他自治体に先駆けて性的マイノリティへの理解促進や施策を充実させてきましたが、より一層、性的マイノリティのジェンダーアイデンティティ・性的指向が十分に尊重され、安心して福祉的な支援を受けることができるよう、支援者が正しい知識を身につけ、対応力の向上を図るとともに、利用できる制度や支援資源を充実させていきます。

続きは、次ページです。



「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和６年（2024年）４月に施行されます。区では各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課に「婦人相談員（令和６年（2024年）４月より女性相談支援員に名称変更）」を配置し、困難な問題を抱える女性が置かれた状況に応じて、適切な支援が受けられるよう、丁寧な相談援助を行い、必要に応じ民間団体と連絡調整を行っていきます。

113ページ

区は、「世田谷区子ども条例」について、子どもや若者の参加のもと、区議会、区民の意見を伺いながら広く条例改正の議論が必要であると判断し、改正に向けた議論を進め、子どもの権利が守られた地域社会の実現に取り組みます。また、児童相談所が関わる子どもの最善の利益を考慮するにあたり、子どもの意見・意向をより一層尊重していくため、独立アドボカシー＊を導入して子どもの意見表明等を支援するなど、権利擁護の取組みを進めていきます。

犯罪被害者等が安全にかつ安心して自らが希望する人生を歩んでいくことができる地域社会の構築を目指すとともに、犯罪被害者等へ寄り添った支援を着実に行っていくため、その基本理念を含め、区の責務等を明らかにし、必要な施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、条例の制定を検討しています。

めざす姿の実現に向けた主な取組み

１、人権啓発イベントの開催

区民等を対象とした人権研修や区民まつり・梅まつりなどの場を活用した人権普及啓発活動を実施し、人権尊重意識を高めます。

２、性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に取り組むとともに、区民等を対象とした研修や講座、理解促進イベントを実施し、性的マイノリティへの理解を深めます。

取組みの行動量の表を、番号、行動量、現況値、令和６年度、（2024年度）、令和７年度、（2025年度）、令和８年度、（2026年度）、令和９年度、（2027年度）、総量の順に読み上げます。

１、人権啓発イベントの開催回数、【実施計画、施策２１の１】は、4回（令和5年度見込み）、6回、6回、6回、6回、24回

２、性的マイノリティ理解促進研修の開催回数、【実施計画、施策２１の１】は、14回（令和5年度見込み）、14回、14回、14回、14回、56回

続きは、次ページです。



取組みの成果指標の表を、番号、成果指標、現況値、令和６年度、（2024年度）、令和７年度、（2025年度）、令和８年度、（2026年度）、令和９年度、（2027年度）、総量の順に読み上げます。

１、人権啓発イベントの参加者数、【実施計画、施策２１の１】は、1,100人（令和5年度見込み）、1,200人、1,200人、1,200人、1,200人、4,800人

２、性的マイノリティ理解促進研修の参加者数、【実施計画、施策２１の１】は、1,100人（令和5年度見込み）、1,200人、1,200人、1,200人、1,200人、4,800人

114ページ

めざす姿、２

「誰に対しても、いかなる理由があっても、暴力は許されるものではない」という共通認識を持つ地域づくりを行い、虐待やDVを防止するとともに、それらが発生した場合にも早期発見・早期対応し、すべての区民の権利が保障される社会を実現します。

虐待やDVの防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者の連携を強化していくことが必要です。

また、地域社会からの孤立や、不安・ストレス、経済的要因など様々な要素が重なることで発生する危険性が高まるとされています。小さなサインを見逃さず、受け止め、寄り添い、早期に支援を行うことで、孤独を感じさせない地域づくりを実践する必要があります。

現状やこれまでの取組み

虐待通報件数や通告件数は増加傾向にありますが、認定数に大きな変化はありません。また、相談対応が長期化するケースが増加しており、継続した対応が必要になっています。

【高齢者虐待（擁護者による虐待）】の表を、令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度）、令和４年度（2022年度）の順に読み上げます。

通報、222件、219件、241件

認定、153件、153件、158件

【障害者虐待（擁護者による虐待）】の表を、令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度）、令和４年度（2022年度）の順に読み上げます。

通報、12件、33件、14件

認定、7件、10件、7件

【児童虐待（児童相談所による対応）】の表を、令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度）、令和４年度（2022年度）の順に読み上げます。

通報、2,132件、2,233件、2,356件

認定、1,652件、1,698件、1,771件

続きは、次ページです。



近年、区においても各種施設や保育園等の施設職員による虐待件数が増加しています。

【高齢者虐待（施設従事者による虐待）】の表を、令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度）、令和４年度（2022年度）の順に読み上げます。

通報、13件、23件、39件

認定、5件、8件、13件

【障害者虐待（施設従事者による虐待）】の表を、令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度）、令和４年度（2022年度）の順に読み上げます。

通報、10件、26件、16件

認定、3件、10件、4件

DVに関する相談件数は年々増加傾向にありますが、じつ人数は大きく変わっていません。生活の崩れや生活・体調の不安も重なり深刻化しているケースや、子どもへの心理的虐待（面前DV）につながるケースなどが増加しており、継続した対応が必要になっています。

令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度）、令和４年度（2022年度）の順に読み上げます。

相談件数、2,287件、3,101件、3,381件

実人数、525件、492件、449件

以上は、前のページの内容です。

115ページ

今後の課題

複雑化・複合化したケースが増加しており、法律上、世帯の主な課題や支援ニーズではなく、年齢や分野の条件が優先されるため、対応に苦慮しているケースがあります。個別の虐待に対し、被害者に寄り添い尊厳の回復に努めながら、状況に応じたきめ細かな支援を、横断的に実施する体制をさらに充実させていく必要があります。

虐待やDVの支援対象者が、自ら相談に行くのは思っている以上にハードルが高いため、周囲の人たちが「気づき」、苦しい状況に我慢する必要はないこと、自分は守ってもらう価値があることを伝え、相談窓口につながるように背中を押してくれるような理解者を増やしていくことが必要です。

続きは、次ページです。

新型コロナウイルス感染症によって、テレワークや在宅勤務が普及し、在宅時間等が増加しました。区においても新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態下で相談件数が急増しました。新型コロナウイルス感染症は５類感染症に移行したものの、ICTを活用した柔軟な働き方が急速に進展したことから、今後も引き続き注視する必要があります。

施設の中で職員による虐待に対する対応が課題となっています。再発防止に加え、どのような行為がなぜ虐待にあたるのか共通認識を持ったうえで、これまで以上に「虐待はしない」という、意識の向上を図る必要があります。

一方で、施設職員の虐待に対する報道の過熱等により、施設職員が対応を萎縮することも発生しています。虐待が発生してしまった場合には、支援対象者に早期につながるよう対応するとともに、養護者や職員の支援も検討する必要があります。

取組みの方向性

虐待やDVは決して許せない行為です。区民一人ひとりに虐待やDVの防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図ります。また、精神的暴力も虐待やDVであるとの認識を徹底するなど、早期発見につながる啓発や地域ぐるみで虐待やDVを防止する意識づくりを強化します。

虐待やDVの防止、早期発見・早期対応に向けて相談体制をさらに充実させるとともに、警察や司法をはじめとする関係機関や関係者との連携を強化していきます。

虐待を行ってしまった人に対しても、世帯の背景や家族の成り立ち、個人の生育歴にも着目し、全体を捉えてアセスメントを行い、家族に寄り添った支援を実施していく、擁護者や施設の職員に対してもストレス緩和などの支援者支援を行うなど、多角的な視点を持って対応します。

虐待やDVは、地域社会からの孤立や、不安・ストレス、経済的要因など様々な要素が重なることで発生するリスクが高まります。擁護者や介護者等が地域において交流できる場づくりや、居場所につながることができ、発する小さなサインを見逃さず、受け止め、困りごとに寄り添い、孤独を感じさせない地域づくりを実践していきます。

以上は、前のページの内容です。

116ページ

めざす姿の実現に向けた主な取組み

１、デートDV防止出前講座の実施

デートDV防止等にかかる必要な知識の習得や互いを尊重しあうコミュニケーションのあり方の啓発に向けた出前講座を実施するなど、DV防止の取組みを推進します。

続きは、次ページです。

２、DV防止研修等の充実

DV防止に関する研修を行うなど、「DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害である」というメッセージとあわせて、DV防止法の内容について継続的な啓発を行うことで、DV防止の取組みを推進します。

３、高齢者虐待に関する地域でのネットワークの充実

あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、関係者と事例等を共有するなど地域でのネットワークの充実を図ります。

４、高齢者虐待対応研修の実施

高齢者虐待に関する具体的な対応方法をテーマとした高齢者虐待対応研修を実施し、職員や介護サービス事業者等の対応力の向上を図ります。

取組みの行動量の表を、番号、行動量、現況値、令和６年度、（2024年度）、令和７年度、（2025年度）、令和８年度、（2026年度）、令和９年度、（2027年度）、総量の順に読み上げます。

１、デートDV防止出前講座の開催数、【実施計画、施策２１の３】は、3回（令和5年12月時点）、5回、5回、6回、6回、22回

２、DV等暴力防止・被害者支援関連講座の開催数【実施計画、施策２１の３】は、3回（令和5年12月時点）、5回、5回、5回、5回、20回

３、高齢者虐待対策地域連絡会の実施は、1回、1回、1回、1回、1回、4回

４、高齢者虐待対応研修の実施は、3回、3回、3回、3回、3回、12回

取組みの成果指標の表を、番号、成果指標、現況値、令和６年度、（2024年度）、令和７年度、（2025年度）、令和８年度、（2026年度）、令和９年度、（2027年度）、総量の順に読み上げます。

１、デートDV防止出前講座の参加者数、【実施計画、施策２１の３】は、316人（令和5年12月時点）、370人、370人、400人、400人、1,540人

２、DV防止研修等の参加者数、【実施計画、施策２１の３】は、123人（令和5年12月時点）、250人、300人、350人、400人、1,300人

３、高齢者虐待対策地域連絡会の出席団体数は、19団体、19団体、19団体、19団体、19団体、19団体

４、高齢者虐待対応研修の参加者数は、延べ750人、延べ770人、延べ790人、延べ810人、延べ830人、延べ3,200人

以上は、前のページの内容です。

117ページ

コラム、「誰か」のことじゃない

「人権」というと、少し堅苦しいと思うかたもいらっしゃるかもしれません。しかし、実は誰にとっても身近で大切な、「人間が人間らしく生きる権利」、「誰もが生まれながらに持っている権利」なのです。

毎年１２月１０日は、世界人権宣言（１９４８年国連採択）を記念した、「人権デー」です。人権デーを最終日とする１週間（１２月４から１０日）を「人権週間」として定めています。

人権や男女きょうどう参画に関する記念日や週間、いくつ知っていますか？

続きは、次ページです。

３月８日、国際女性デー

４月１０日、女性の日

６月１日、人権擁護委員の日

６月１９日から６月２５日、ハンセン病を正しく理解する週間

１１月１２日から１１月２５日、女性に対する暴力を防止する運動週間

１１月２５日から１２月１日、犯罪被害者週間

１２月１日、世界エイズデー

１２月３日、国際障害者デー

１２月９日、障害者の日

１２月３日から１２月９日、障害者週間

１２月１０日から１２月１６日、北朝鮮人権侵害問題啓発週間

【人権について困ったことがあれば、ひとりで悩まずにご相談ください】

世田谷区人権擁護相談、※事前予約制

お問い合わせ・予約、電話、6 3 0 4 ｰ 3 4 5 3 、FAX、6 3 0 4 ｰ 3 7 1 0

法務省人権相談

①、みんなの人権ひゃくとお番、電話、0570-003-110、（ナビダイヤル）

②、こどもの人権ひゃくとお番、電話、0120-007-110

③、女性の人権ホットライン、電話、0570-070-810、（ナビダイヤル）

④、外国語人権相談ダイヤル、電話、0570-090-911、（ナビダイヤル）

※①から③、げつから金曜、午前８時３０分から午後５時１５分、④、げつから金曜、午前９時から午後５時

いずれも祝・休日・年末年始を除く

以上は、前のページの内容です。

118ページ

推進施策３、福祉人材の確保及び育成・定着支援

関連するSDGsのゴール

4、質の高い教育をみんなに

5、ジェンダー平等を実現しよう

8、働きがいも経済成長も

10、人や国の不平等をなくそう

17、パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿

区内の施設や事業所において、福祉サービスに必要な人材が確保され、質の高いサービスが提供されています。

安心して暮らしていくためには、質の高い福祉サービスが提供されている必要があります。

現在も福祉サービスを担う人材が不足している中、今後は生産年齢人口の減少が見込まれています。区内の施設や事業所において、福祉人材が確保され、研修等により育成し、定着していくことで安定した質の高い福祉サービスが提供されます。

続きは、次ページです。

現状やこれまでの取組み

区では高齢、障害、子ども・子育ての各分野において、職員採用活動経費の支援や宿舎借り上げ支援、職員研修費用の支援などの福祉人材確保・育成・定着に関する支援を行っています。

世田谷区福祉人材育成・研修センターでは、以下の事業体系により、福祉人材の確保・育成・定着に向け、総合的に取り組んでいます。

福祉の理解

世代を超え、福祉の理解が進むよう、各種の事業を実施

（夏休み福祉体験・小学生手話体験、福祉の出前入門講座など）

人材発掘・就労支援

入門講座や相談、面接会を実施し就労につなぐ

（人材確保・人事管理セミナー、福祉のしごとはじめて相談など）

人材育成

専門性を高め、サービスの質の向上に向け各種研修を実施

（資格取得支援、福祉職のキャリアアップ講座など）

活動支援

仕事の悩み相談や事業所の活動やネットワークを支援

（福祉のしごと悩み相談、研修室貸出など）

福祉のしごと・先駆的な取組み

福祉の魅力や先駆的な取組みなどを発信

（福祉魅力発信、介護ロボット・ICTを活用した先駆的な取組み）

※介護の仕事は大変な仕事というイメージを刷新し魅力を発信する取組みを行っています。また、外国人職員交流会を開催し、新しいつながりも生まれています。

区民に身近な地域では、民生委員・児童委員が高齢者や障害者、児童等の虐待予防や早期発見等、地域福祉を推進するうえで欠かせない存在となっています。区広報誌での活動紹介や区退職職員へ活動チラシを配布、小中学生のタブレットへ活動チラシを配信するなど、民生委員・児童委員活動を広く周知しています。

以上は、118ページの内容です。

以下は、119ページの内容です。

複雑化・多様化する区民の福祉ニーズに的確に対応していくため、区職員においては、キャリアステップの階層に応じた効果的な人材育成及び様々な業務や部署を経験するジョブローテーションを計画的に行い、幅広い視野を持った保健福祉の総合力育成をめざした人材育成に取り組んでいます。

一人ひとりに合った企業を紹介する「世田谷で働こう！」や「R60、SETAGAYA」、三茶おしごとカフェでは、就活者が区内の施設や事業者を知る機会を様々な切り口を設けて就労マッチングに繋げています。また雑誌POPEYEとタイアップした冊子「きみも福祉の仕事してみない？」を発行し仕事の魅力をクリエイティブな視点で発信しています。

今後の課題

介護保険実態調査（事業者編）では、介護職員・訪問介護員の人材確保の状況について「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した事業所・施設の割合（「該当職種はいない」「無回答を除く」）は約８割となっています。

障害福祉サービス提供事業所向けの実態調査では、人材確保の状況について「大いに不足」「不足」「やや不足」の合計が全体の７割となっています。

今後、全国的に現役世代の人口減少が見込まれる中、引き続き福祉人材の確保とともに、人材の育成・定着に向けた支援が必要となります。

地域社会の希薄化等により、地域における福祉の担い手が不足しています。

取組みの方向性

福祉人材の確保に向けて、福祉に関する理解を進める取組みや魅力の発信を行います。

専門性や資格を必要としない業務を担当する人材を増やす等、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境の整備に取り組みます。（ロボット・AI（人口知能）・ICT等の活用）

外国人人材や就労意欲のある高齢者など多様な福祉人材を確保・育成していくとともに、地域で活動する団体、ボランティアなどのネットワークをいかし、地域における福祉の担い手の確保・育成に取り組みます。

福祉人材の専門性を高め、サービスの質の向上に向けて、各種研修の実施、資格取得支援などに取り組みます。

以下は、120ページの内容です。

めざす姿の実現に向けた主な取組み

１、福祉人材育成・研修センターにおける研修の質の向上

高齢・障害分野を含む福祉人材の確保及び育成・定着支援に向け、福祉人材育成・研修センターにおける研修の質の向上を図ります。

続きは、次ページです。

２、高齢分野における人材の確保及び育成・定着支援

さらなる介護職の魅力発信や多様な人材の確保・育成、働きやすい環境の構築に向けた支援の視点から、福祉人材育成・研修センターも活用し、取組みを展開します。また、介護福祉士の資格取得費用の助成に取り組むなど、福祉人材の確保策に取り組みます。

３、認知症のかたの暮らしを支える地域づくり

認知症の本人とともに、より良い暮らしと地域をつくるパートナーを増やしていくため、区民・地域団体・事業者等と協働して取組みを進めます。

４、障害分野における人材の確保及び育成・定着支援

障害児者の自立を支援するスキル習得等の支援、新たな人材確保に向けた障害理解の促進、施設や事業所の職員等の心身の健康を守る視点から、福祉人材育成・研修センターも活用し、取組みを展開します。

５、障害者の地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成

地域生活支援拠点等整備事業の「専門的人材の確保・養成」機能として、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者の職員を主な対象に、「選択を支える」支援等について学ぶ研修を実施します。

６、子どもの見守り及び支援にかかる児童館職員のスキルの向上

子どもや子育て家庭が身近な地区で安心して生活できるよう、児童館職員の人材育成や支援力向上に向けた取組みを推進し、多様な地域資源と連携しながら、相談支援や見守りのネットワークの強化を図ります。

７、乳幼児教育・保育の質向上に向けた研修等の充実

区内教育・保育施設のさらなる質の向上に取り組みます。コーディネーターのえんへの訪問による保育の振り返りや助言等により、保育の評価・質向上につなげます。乳幼児教育支援センターを中心に、施設種別によらず研修を充実します。

取組みの行動量の表を、番号、行動量、現況値、令和６年度、（2024年度）、令和７年度、（2025年度）、令和８年度、（2026年度）、令和９年度、（2027年度）、総量の順に読み上げます。

１のまる1、福祉人材育成・研修センター運営委員会の実施、【実施計画、施策９の４】は、2回（令和5年度見込み）、2回、2回、2回、2回、8回

１のまる2、研究活動の実施【実施計画、施策９の４】は、1回（令和5年度見込み）、1回、1回、1回、1回、4回

２のまる1、高齢分野における研修事業の実施、【実施計画、施策９の４】は、36本（令和5年度見込み）、36本、36本、36本、36本、144本

２のまる2、介護福祉士実務者研修、受講料助成、【実施計画、施策９の４】は、72人（令和5年12月時点）、150人、150人、150人、150人、600人

以上は、120ページの内容です。

121ページ

３、アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)受講者数、【実施計画、施策９の４】は、受講者数3,000人、累計受講者数6,730人（令和5年度見込み）、3,180人、3,360人、3,540人、3,540人、受講者数13,620人、累計受講者数20,350人

４、障害分野における研修事業の実施、【実施計画、施策９の４】は、8本（令和5年度見込み）、8本、8本、8本、8本、32本

５、地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成に向けた研修の実施、【実施計画、施策９の４】は、なし、1回、1回、1回、1回、4回

６、人材育成や支援力向上を目的とした研修を受講した児童館職員数、【実施計画、施策２の２】は、310人（令和5年度見込み）、315人、320人、325人、330人、1,290人

７、乳幼児教育・保育の質向上へのコーディネーター派遣事業の実施施設数、【実施計画、施策１の３】は、17箇所（令和5年度見込み）、20箇所、20箇所、20箇所、20箇所、80箇所

取組みの成果指標の表を、番号、成果指標、現況値、令和６年度、（2024年度）、令和７年度、（2025年度）、令和８年度、（2026年度）、令和９年度、（2027年度）、総量の順に読み上げます。

１、福祉人材育成・研修センター全体の利用者数、【実施計画、施策９の４】は、18,000人（令和5年度見込み）、18,000人、18,000人、18,000人、18,000人、72,000人

２のまる1、高齢分野における研修事業の受講者数、【実施計画、施策９の４】は、10,000人（令和5年度見込み）、10,000人、10,000人、10,000人、10,000人、40,000人

２のまる2、介護福祉士資格取得助成の受給者数、【実施計画、施策９の４】は、30人（令和5年12月時点）、65人、65人、65人、65人、260人

３、認知症の本人が参画したアクションチームの結成地区数（累計）、【実施計画、施策９の４】は、14地区（令和5年度見込み）、18地区、23地区、28地区、28地区、28地区（累計）

４、障害分野における研修事業の受講者数、【実施計画、施策９の４】は、5,000人（令和5年度見込み）、5,000人、5,000人、5,000人、5,000人、20,000人

５、地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成に向けた研修の受講者数、【実施計画、施策９の４】は、なし、30人、30人、30人、30人、120人

６、児童館への相談件数、【実施計画、施策２の２】は、700件（令和5年度見込み）、740件、770件、800件、830件、3,140件

７、事業実施後のアンケートに「効果がある」と回答した施設の割合、【実施計画、施策１の３】は、なし、100％、100％、100％、100％、100％

以下は、122ページの内容です。

コラム、雑誌「POPEYE」とタイアップ、「きみも福祉の仕事してみない？」

ファッション・カルチャー誌でありながら、近年は福祉の仕事の魅力発信や仕事の特集を行う、雑誌「POPEYE」。

続きは、次ページです。

福祉人材不足に歯止めをかける取組みとして、この「POPEYE」とタイアップして「きみも福祉の仕事してみない？」を年１回発行しています。

「POPEYE」世代におなじみのイラストデザインに、世田谷区内で福祉の最前線で働く若者を「若者視点」で取材した記事を中心として、アートや文芸、カルチャー視点から福祉を見つめたエッセイや本、映画等のコラムを散りばめ、地域のターゲットにダイレクトに届くよう、工夫を凝らしています。

一過性でない「POPEYE」ならではのユニークな切り口で構成した魅力的なコンテンツを、新たにPOPEYEウェブでの配信も始め、働きたいかたに福祉の醍醐味である現場のクリエイティブな魅力を訴求・発信することで福祉への興味を喚起し、関心層を増やし、区内の福祉事業所での就労につなげます。

以上は、前のページの内容です。

123ページ

コラム、福祉人材の確保及び育成・定着支援の取組み

福祉人材の確保及び育成・定着支援の取組みとして、区では就職希望者向け相談・面接会の開催をはじめ、資格取得支援や住まい支援のほか、介護職として今後、より活躍が期待される外国人人材への支援など、様々な取組みを実施しております。

福祉のしごと相談・面接会

区内の特別養護老人ホームやグループホーム、障害者（児）の事業所など10数事業所が参加する相談・面接会で、年間6回開催しています。福祉の仕事に就いたきっかけや仕事のやりがいなど、実際に働いている職員の話を直接聞ける機会であり、未経験のかたや資格がないかたでも気軽に参加できる催しです。このほか福祉用具の展示や、KAiGO PRiDEアットSETAGAYA写真展などをあわせて開催しています。

外国人職員への支援

区内の福祉事業所で働く外国人職員は年々増えております。

令和４年に世田谷区福祉人材育成・研修センターが実施した調査によると、区内の特別養護老人ホームに約140人が働いており、この３年間で1.74倍になっています。

令和５年３月に世田谷区福祉人材育成・研修センター主催の「外国人職員交流会」を開催し、日本で働くことになったきっかけや、仕事を行う上で困ったこと、やりがい、将来の夢などを語り合いました。グループワークでは笑顔で、最後はお互いの連絡先を交換するなど、施設の垣根を超えた新たな交流が生まれました。

これからも定期的に開催していきます。

124ページ

推進施策４、地区をバックアップする体制

関連するSDGsのゴール

1、貧困をなくそう

5、ジェンダー平等を実現しよう

17、パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿

区民に最も身近な区内２８地区が地域福祉を推進し、その取組みを地域・全区がバックアップする体制が構築されています。

区内２８地区の「福祉の相談窓口」では、福祉に関するあらゆる相談を受け付けています。また、受け付けた相談から地区の課題を抽出し、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館が連携して地域資源の開発を行っています。こうした地区の取組みを、地区と地域、地域と全区における相互の連携を充実させ地域・全区で支えます。

現状やこれまでの取組み

地区で解決が困難な課題については、保健福祉センターをはじめとした、地域レベルの専門機関が福祉サービスの導入、情報提供、専門相談等の支援を行い、地区をバックアップしています。

複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズの増加により、つなぎ先やバックアップする機関が不明確になり、地区で滞留してしまう事例も発生しています。

【地域レベルの組織】

保健福祉センター

生活支援課

生活困窮等に関する支援施策について、各地区のあんしんすこやかセンターをはじめ、各種支援機関と連携するほか、民生委員の地区協議会等を通じ、情報提供を行っています。

保健福祉課

福祉の相談窓口で解決できない高齢者や障害者虐待など困難事例に対し、関係機関と連携し、福祉サービスの導入や人権を守る成年後見制度の活用を行うなど、福祉のセーフティネットの役割を担っています。また、地域版地域ケア会議を開催し、地域に共通した課題の解決に取り組んでいます。

健康づくり課

子育てや栄養・歯科・こころの健康等の健康相談に関する連携及び子育て家庭や健康に関する地区課題・社会資源等に関する情報提供等を行っています。

子ども家庭支援課

健康づくり課と一体的な運営により、妊婦のあらゆる相談や、子どもと家庭の総合相談として、子育てや保育園入園の相談、またＤＶ等の女性相談等を受けるとともに、要保護児童支援地域協議会等を通じて地区の見守りネットワークの強化を図っています。

地域障害者相談支援センター、「ぽーと」

年齢や障害種別を問わず、相談に応じます。適切なサービス、施策を利用できるように区、指定相談支援事業者、サービス提供事業者、あんしんすこやかセンター等の関係機関との協力・連携等を行います。

125ページ

地域でも解決が困難な課題については、本庁組織が広域の資源開発・施策横断的な政策立案により対応しています。

【全区レベルの組織】

本庁組織

地区・地域では解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた広域の資源開発・施策横断的な政策立案、制度化を行っています。

保健医療福祉総合プラザ

保健センター

健康増進、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能、がん対策を支える中核的機能、障害者相談支援機能等を行っています。

福祉人材育成・研修センター

福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取組みを行っています。

認知症在宅生活サポートセンター

認知症施策の総合的な推進拠点として、認知症の本人・家族支援及びあんしんすこやかセンターのバックアップ等を行っています。

基幹相談支援センター

全区的な対応が必要なケースや困難ケースの相談支援を行うほか、地域の相談支援事業者の人材育成等に取り組んでいます。また、地域障害者相談支援センター「ぽーと」の連絡会の開催もしています。

児童相談所

原則18歳未満の子どもに関する相談や通告、家族等の援助を行っています。

成年後見センター

判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で暮らせるための、成年後見制度の利用に関する相談窓口です。

ぷらっとホーム世田谷

「生活に困っている」、「就職したい」、「債務などの支払いや家計面で困っている」など経済的な問題と合わせて、生活上の様々な困りごとを抱えたかたの相談窓口です。

世田谷ひきこもり相談窓口、「リンク」

年齢を問わず、ひきこもり当事者の方や家族を支援する相談窓口です。

住まいサポートセンター

高齢の方、障害のあるかた、ひとり親世帯のかたなどの居住を支援する事業を実施するとともに、住まいに関する区の事業や施策、サービス、催し物等の情報を発信しています。

126ページ

今後の課題

複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた事例も、地区で滞留することなく適切な支援に繋がれるバックアップ体制が必要です。

福祉分野だけでは解決が困難な課題が増えてきているため、分野横断的な全区レベルでのバックアップ体制の強化が必要です。

大規模災害発生時には、区内全域の医療救護活動の統括・調整を行う医療救護本部と、医薬品等管理の統括・調整を行う区災害薬事センターを保健医療福祉総合プラザ内に設置・運営することとしています。これらの災害時医療拠点としての機能を最大限発揮できるよう、うめとぴあ内の施設がそれぞれ持つ専門性を活かしながら、連携して災害時の運営にあたる体制を確立する必要があります。

取組みの方向性

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方の課題については、地域の保健福祉センターを中心にチームを組織し、チームで支援する体制を整えます。

全区レベルにおいては、地区・地域では解決が困難な課題の解決へ向けた取組みを強化するため、広域の資源開発・施策横断的な政策立案を行うとともに、福祉分野以外との連携を進めます。

大規模災害時において、災害時の医療拠点としてうめとぴあ内の施設が連携して災害対応にあたる体制の確立に向け、役割分担や具体の運用方法等の明確化、合同訓練の実施などに取り組みます。

コラム、うめとぴあ、保健医療福祉総合プラザ

うめとぴあは、区複合とう「保健医療福祉総合プラザ」と民間施設とう「東京リハビリテーション世田谷」を中核とし、区の保健・医療・福祉の拠点として令和６年（2024年）４月に５年目を迎えます。

「保健医療福祉総合プラザ」は２・３Fに保健センター、１Fに福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンター、専用入口を備えた初期救急診療所、休日夜間薬局を併設しています。建物の４Fは世田谷区医師会、看護高等専修学校となっています。

１Fの入口には、ふれあいカフェ、うめとぴあがあり、地域のかたがお茶を飲んだり、おしゃべりしたり、読書や勉強と自由に過ごし、地域の憩いの場となっています。

手話・点字カフェ、オレンジカフェ、子どもカフェ等、イベントを通し、福祉を知るきっかけづくりを行っています。

会議室等貸出しも行っていますのでぜひ利用ください。

127ページ

めざす姿の実現に向けた主な取組み

１、地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、個別支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことを、目的とし、「地区」「地域」「全区」の三層で実施しています。地域版地域ケア会議では地区における個別支援の検討結果やその課題解決に向けた取組みを行うとともに、地域では解決できない課題を全区版地域ケア会議等、他の会議体へ情報共有、課題提起によりつないでいます。

2、成年後見事例検討委員会

事例検討委員会は、各保健福祉センターで行っている家庭裁判所への申立てを、迅速かつ円滑に行うことを主な目的とし、毎月２回、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士等と連携し、後見等の業務内容の検討や家庭裁判所へ申立てる際の、後見人等候補者の推薦を行うことで、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

取組の行動量についてのひょうを、番号、現況値、令和6年度（2024年度)、令和7年度（2025年度）、令和8年度（2026年度）、令和9年度（2027年度）、総量の順に読み上げます。

1のまる1、地域ケア会議の開催は、50回（令和4年度）、50回、50回、50回、50回、200回です。

1のまる2、全区版地域ケア会議の開催は、1回、1回、1回、1回、1回、4回です。

2、成年後見事例検討委員会の開催は、24回、24回、24回、24回、24回、96回です。

取組の成果指標についてのひょうを、番号、現況値、令和6年度（2024年度)、令和7年度（2025年度）、令和8年度（2026年度）、令和9年度（2027年度）、総量の順に読み上げます。

1、全区的な施策の立案に向けた検討テーマの数は、1テーマ、1テーマ、1テーマ、1テーマ、1テーマ、4テーマです。

2、後見人等候補者の推薦件数は、68件、82件、82件、82件、82件、328件です。

128ページ

推進施策５、先進技術の積極的な活用

関連するSDGｓのゴール

5、ジェンダー平等を実現しよう

9、産業と技術革新の基盤をつくろう

11、住み続けられるまちづくりを

めざす姿、先進技術の積極的な活用により、区民の福祉が向上しています。

多様化・増大化していく保健福祉ニーズに人材不足という状況が加わり、厳しい状況に置かれていますが、一方で、近年はICT技術をはじめとした先進技術が急速に発展しています。区では、先進技術を柔軟に、かつ、積極的に導入することで区民の福祉向上を目指します。

現状やこれまでの取組み

介護ロボットの使用による介護従事者の負担軽減・介護人材の確保と、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境整備を目的とした、介護ロボット等導入支援事業を実施しました。令和元年度（2019年度）は特別養護老人ホームや認知症グループホームなど、２０の施設・事業所から申請があり補助を実施し、介護環境の改善や質の向上につなげました。

デジタル環境整備促進事業を実施し、施設介護職員の定着支援に努めました。９法人（１０事業所分）から申請があり、見守り支援機器や介護記録ソフトと連動した通信機器、施設内の通信環境整備に係わる費用を助成しました。

福祉の相談窓口と総合支所などを映像システムでつなぐ仕組みを整備し、令和４年度（2022年度）よりモデル地区を設定し実施しています。総合支所に行かなければできなかった相談や、相談に伴う手続きの支援を、オンラインを活用して実施し、利便性の向上を図っています。（再掲）

平成２８年度（2016年度）より、世田谷区医師会と玉川医師会が主体となって医療・介護事業者向けの情報共有システムを導入しており、各地区において医療機関とあんしんすこやかセンターや介護事業所等の迅速な情報共有に活用しています。

129ページ

今後の課題

人材不足の中においては、先進技術の活用による福祉人材の負担軽減が求められています。

直接相談窓口に来ることができないかたのための相談窓口が必要です。

チームによる支援を機能させるためには、タイムリーに情報共有できる仕組みが必要です。

加えて、外出先と所内の確実な情報共有を、図るためには、これまでの電話などの口頭によるもののみならず、画像データを共有できる仕組みや、電話以外のコミュニケーションツールを導入する必要があります。

取組みの方向性

福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値を尊重しながら、区民や事業者にとって有効なAI等の先進技術は柔軟に取り入れていきます。

これまでの人を中心とした見守りから、ICTを活用した見守りの方策を検討します。

ICT技術を活用し、直接相談窓口に来ることができないかたでも、支援に繋がれる仕組みを検討します。

また、業務の一部ICT化を図りながら職員の業務負担を軽減し、他の支援に充てることにより、さらに質の高いケースワークの提供を図ります。

チームで支援を展開していく際に必要となる、情報共有システムを構築します。

D　X（デジタルトランスフォーメーション）＊やSDGｓなどの社会経済環境の変化を前提に、区内産業のイノベーション（技術革新）を創出・加速させ地域経済の持続的な発展を目指す拠点が旧池尻中学校跡地にできるため、連携を図っていきます。

130ページ

めざす姿の実現に向けた主な取組み

1、福祉の相談窓口におけるオンライン相談の実施

令和４・５年度に５地区でモデル実施したオンライン相談を、その検証を踏まえて、機器やアプリケーション等の改善や接続先の拡大を検討し、令和６年度中に２８地区での展開を目指します。

福祉の相談窓口にて、総合支所や本庁と直接相談が必要なときに、オンライン相談ができるよう接続先の拡大を検討し、拡充を図ります。

2、情報共有手法の改善

関係機関におけるシームレスな情報共有を可能にし、支援の効率と質を向上させることを目指し、システム標準化等の状況を踏まえ、令和９年度以降の新たなシステム構築を視野に、情報共有手法の改善に向けた検討に取り組みます。

取組みの行動量についてのひょうを、番号、行動量、現況値、令和6年度（2024年度)、令和7年度(2025年度)、令和8年度（2026年度)、令和9年度(2027年度)、総量の順に読み上げます。

1、福祉の相談窓口におけるオンライン相談の拡充は、5地区での実施、28地区での実施、28地区での実施、28地区での実施、28地区での実施、28地区での実施です。

2、情報共有手法の改善に向けた検討は、現状整理、委託機関の情報共有手法の改善、課題整理、全体計画策定、システム予算要求、システム構築、システム構築です。

取組みの成果指標についてのひょうを、番号、成果指標、現況値、令和6年度（2024年度)、令和7年度(2025年度)、令和8年度（2026年度)、令和9年度(2027年度)、総量の順に読み上げます。

1、福祉の相談窓口からのオンライン接続先すうは、20か所、（各地域の保健福祉センター４課）、区民の利便性向上のため、各種相談先への接続を拡大する、区民の利便性向上のため、各種相談先への接続を拡大する、区民の利便性向上のため、各種相談先への接続を拡大する、区民の利便性向上のため、各種相談先への接続を拡大する、区民の利便性向上のため、各種相談先への接続を拡大するです。

2、情報共有手法の改善に向けた検討の結果は、現状整理、委託機関の情報共有手法の改善、課題整理、全体計画策定、システム予算要求、システム構築、システム構築です。

以下は、次ページの内容です。

131ページ

コラム、ＩＣＴを活用した児童虐待対応業務の効率化

区では児童虐待への対応について、地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、法的権限など高度の専門性を有する児童相談所が、必要に応じて相互に連携しながら対応しています。

現場での対応にあたる職員は日常的に保護者等との面接や関係機関との会議など、自席以外での業務が多くありますが、これまではこうした業務での記録作成などについて、一度職場に戻ってから、現場でとったメモと記憶を頼りに、改めてシステムへ入力しており、職員の業務負担を増やす要因となっていました。

また、外出先で対応している職員と、所内で執務している係長（ＳＶ）等との連絡や情報共有の手段が、現状では電話のみに限られるため、係長等が別件対応などをしていた場合、円滑な報告・相談や指示を仰ぐことができないことも課題でした。

こうした課題の解決に向けて、区では令和５年度に児童相談所において、民間事業者との連携による実証実験を実施し、事業者が開発したアプリケーションがインストールされたタブレット端末を一部の児童福祉司等へ導入し、業務効率化や職員間コミュニケーションの円滑化に向けた効果を検証しました。

実証実験の主な内容

記録作成業務の効率化

タブレット端末からアプリケーションを使用して、外出先での面接時や移動中に記録作成を行うことができるようにするとともに、端末に内蔵されている音声及び画像のテキスト化機能を活用することで支援記録の入力に係る負担軽減を図る。

チャット機能による情報共有の円滑化

アプリケーションのチャット機能を活用することにより、所内にいる係長等とリアルタイムで支援記録の確認や写真・関連情報等の共有、必要な報告・相談や指示・助言といった双方向のやりとりができることにより、より迅速かつ的確な対応を実現する。

実証実験では、記録作成時間の縮減により他のケースワークに充てる時間が増加したことや所内外における職員間の情報共有の迅速・正確化について、一定の効果があることが確認できました。また、タブレット端末で過去の記録を参照することで、会議・面接における質の高い情報共有や認識合わせに役立つなどケースワーク上の効果も確認できました。

これらを踏まえ令和６年度より、タブレット端末の導入対象を児童相談所の全児童福祉司や各地域の子ども家庭支援センターなどにも拡充し、業務のICT化を推進し、職員の業務負担の軽減等を図るとともに、質の高いケースワークを子どもや保護者等に提供することにより、子どもの最善の利益の実現を目指していきます。

132ページ

推進施策６、保健福祉サービスの質の向上

関連するSDGsのゴール

4、質の高い教育をみんなに

5、ジェンダー平等を実現しよう

8、働きがいも経済成長も

11、住み続けられるまちづくりを

17、パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿

保健福祉サービスの質が維持・向上される仕組みが機能しています。

世田谷版地域包括ケアシステムでは、あらゆる区民を対象に相談を受け付け、その人に必要な支援に繋げていきますが、相談窓口や保健福祉サービスの質が、担保されていなければ、区民は安心して利用することができません。世田谷版地域包括ケアシステムの質を向上するために、各種保健福祉サービスの質の維持・向上に取り組みます。

現状やこれまでの取組み

区は、事業者に第三者評価受審を勧奨し、施設ごとに受審費用補助を実施しています。外部の評価機関が福祉サービスを専門的かつ客観的な立場で評価することで、事業者は評価に基づき、サービスの見直しに取り組み、質の向上に取り組むことが出来ています。また、受審情報を公表することで、事業者は運営の透明性を担保し、利用者に力を入れた取組みをPRすることが出来ています。利用者は公表された評価結果を元に、保健福祉サービスを選択する情報を収集することができます。

区では、法令基準に基づく福祉サービス事業者への指導検査を行っています。地方分権改革、法令改正等に伴う区の指導権限拡大に対応し、各所管課で担当を明確にするなど、組織・体制を整備し、毎年度計画を策定して実施しています。

区が行う保健福祉サービスや、介護保険サービス、障害福祉等サービス、子ども・子育てサービスの苦情申立てを受け付ける、苦情審査会を設置しています。審査会は保健・医療・福祉・法律等の分野の外部委員で構成しており、中立公正な立場で審査し、区長へ意見を述べています。区長は審査会の意見を尊重してサービス等の改善に努めます。関係機関や区の相談窓口との連携を通して、苦情審査会制度を周知してきました。これまで、審査会の意見を元に、認可保育園の入園選考基準の見直し等の制度改善を図ったほか、苦情の再発防止のために窓口・広報の改善に取り組んできました。

続きは、次ページです。

保健福祉サービスの利用者が良質なサービスを安心して利用できる環境づくりを推進するために、平成１８年（2006年）に保健福祉サービス向上委員会を区長の附属機関として設置しました。委員会は、保健・医療・福祉・法律等の分野の外部委員で構成しています。委員会は、第三者評価結果の活用方法や、苦情対応・事故防止について調査・審議を行い、区は委員会の意見を尊重し、各種取組みに反映させています。令和４年度（2022年度）からは、困難事例を抱えた支援者を支援するために、分野横断的な課題など、困難事例の解決に向けた調査・審議を行い、支援現場に還元しています。

以上は、前のページの内容です。

133ページ

今後の課題

第三者評価について、高齢・障害分野における居宅系サービスや認可外保育施設など、受審率が低いサービスがあります。

指導検査について、指導権限拡大に伴う対象事業所数の増加等もあり、指導の機会をより一層確保する必要があります。

苦情審査会は事業者のサービスの質の向上につながる仕組みであるとともに、区民のためのセーフティネットの仕組みでもあることから、より一層、制度を周知していく必要があります。

苦情審査会とサービス向上委員会の取組みを、より的確に現場にフィードバックしていく工夫が必要です。

取組みの方向性

これまで実施してきたサービス改善、質の向上の取組みは継続して行います。

苦情審査会やサービス向上委員会における取組みをより一層現場にフィードバックすることに努め、全体の質の向上に繋げていきます。

134ページ

めざす姿の実現に向けた主な取組み

1、第三者評価の受審勧奨

事業所が評価に基づきサービスの見直しに取り組み、質の向上に取り組むことができるように、また利用者が評価をサービス選択に活用出来るように、受審する事業所数を増やしていきます。

2、指導検査の計画的実施

各福祉サービス事業者に対し、法令・基準を順守した適切な運営を行えるよう、実地を原則とした指導検査を、毎年度、策定した計画に従って着実に実施していきます。

取組みの行動量についてのひょうを、番号、行動量、現況値、令和６年度（２０２４年度）、令和７年度（２０２５年度）、令和８年度（２０２６年度）、令和９年度（２０２７年度）、総量の順に読み上げます。

1、区から事業所への第三者評価受審費用補助件数は、93件（令和4年度）、93件、93件、93件、95件、374件です。

2、福祉サービス事業所等（※）への指導検査計画に基づく実施予定数は、３２３事業所等（令和4年度）、各分野における当該年度の計画に基づく実施予定数（合算）、各分野における当該年度の計画に基づく実施予定数（合算）、各分野における当該年度の計画に基づく実施予定数（合算）、各分野における当該年度の計画に基づく実施予定数（合算）、４年度間の実施予定数の合計です。

※福祉サービス事業所等

区が法に基づく指導権限を有する介護保険、障害福祉、児童福祉に係る施設・事業所及び社会福祉法人

取組みの成果指標についてのひょうを、番号、成果指標、現況値、令和６年度（２０２４年度）、令和７年度（２０２５年度）、令和８年度（２０２６年度）、令和９年度（２０２７年度）、総量の順に読み上げます。

1、区内事業所の第三者評価受審件数は、203件（令和4年度）、205件、205件、205件、210件、825件です。

2、指導検査計画の実施予定数に対する実施率は、８７％（令和4年度）、１００％、１００％、１００％、１００％、１００％です。

135ページ

コラム、苦情・事故報告を活用したサービスの質の向上

世田谷区では、区民が安全で質の高い保健福祉サービスを、安心して利用できる環境を整備するため、各事業所で苦情又は事故が生じた場合、区へ報告をお願いしています。提出された苦情報告及び事故報告を基に、区ではサービスの質の向上に役立つ情報発信（フィードバック）を目的に、事業所に向けて「質の向上Navi」を発行しています。

過去の発行号は区のホームページにも掲載しています。

苦情又は事故の改善及び軽減の一助になれば幸いです。

区のホームページで2　9　5　3　7を検索するとご覧いただけます。

136ページ

推進施策７、福祉文化の醸成

関連するSDGsのゴール

5、ジェンダー平等を実現しよう

17、パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿、地域で暮らすあらゆる人が福祉に関心を持ち、福祉文化が醸成されています。

健康で安定した生活を送っている時は、福祉というものはどこか他人事で関心を持ちづらいものですが、多様な人が地域でともに暮らしていくためには、困りごとを抱えていない人にも福祉に関心をもっていただくことが必要です。すでに行われているボランタリーな活動を支援していくとともに、関心の薄い方々への普及啓発を行い、福祉文化の醸成を目指します。

現状やこれまでの取組み

区では、ボランティア活動希望者をサポートし、活動に結びつけていくため、世田谷ボランティア協会が運営するボランティア登録サイト「おたがいさまbank」の構築を支援しています。

区は世田谷ボランティア協会に委託し、NPO等、市民活動の相談窓口を開設し、任意団体の立ち上げ・運営や、NPO法人の設立などの相談に応じています。

世田谷ボランティア協会では、ボランティアコーディネート事業として、ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ・団体等の相談をボランティアセンターや区内各地域に設置しているボランティアビューロー＊で受け、活動のコーディネートを実施しています。また、ボランティア学習事業として、区内の中学校・高校・大学から依頼を受けて、授業の中で「ボランティア入門講座」等の実施や、夏休み中の子どもや若者を対象にした、ボランティアの体験型プログラムを実施しています。

せたがや災害ボランティアセンターは、平成１７年（２００５年）３月に常設の災害ボランティアセンターとして設置されました。災害からの復旧に向け、活動を行うボランティアを受け入れ、活動をコーディネートする「ボランティアコーディネーター」を養成し、登録する仕組みを整備しています。ボランティアコーディネーター登録者が養成講座やスキルアップ講座、被災地へのボランティア派遣等により知識や経験を積んで災害時の活動がより円滑に運営できるよう、また、こうした活動への地域・地区住民の理解を広げる取組みを進めています。

社会福祉協議会では、身近な地域で地域活動の手伝いをしていただくボランティアである地区サポーターを募集しています。

137ページ

また、社会福祉協議会では他の団体とも連携し、区の「せたがやフードドライブ」事業で集められた、家庭からの未利用食品や民間企業や事業所などから食品提供を受け、子ども食堂や食の支援を必要とする家庭にお渡しする、地域で支える食の支援活動に取り組んでいます。

区では、施設で働く障害者の工賃の向上と区民の障害理解の促進に向け、区内障害者施設製品を取り扱うアンテナショップ「フェリーチェ」と連携しながら売り上げ向上を図るとともに、電鉄会社など事業者の協力を得ながら販路拡大に努めてきました。また、EC販売などを通じて施設と製品の魅力を発信する事業「世田谷・福祉生まれのモノゴトを届けるプロジェクト せせせ」を令和４年にスタートしました。（85ページのコラムもご覧ください。）

区では、シンポジウムやイベント等を開催し、区民等の福祉の理解を深めるとともに、当事者とその家族が必要な支援につながる環境づくりに向けた普及啓発を図っています。

令和４年度（2022年度）

ヤングケアラー・若者ケアラー支援シンポジウム

世田谷区自立支援協議会シンポジウム

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」開設記念シンポジウム

世田谷区制９０周年・希望条例２周年記念イベント

犯罪被害者等支援シンポジウム

防災シンポジウム

寄附は誰でも参加することができる一つの社会貢献です。福祉分野においても、多くの方から区へ寄附をいただいており、地域福祉の推進のために活用しています。特に、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金においては、基金の対象と目的を明確にしたことにより、多くの賛同を得ることができました。

累計寄附金額（平成26から令和４年度分)の表を読み上げます。

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金、233,751,344円

世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金、52,169,009円

世田谷区子ども基金、124,283,022円

世田谷区地域保健福祉等推進基金、501,295,697円

続きは、次ページです。

今後の課題

ボランタリーな活動への支援をさらに充実していく必要があります。

自分ごととして捉えられていない方に対して、あらゆる機会を通して普及啓発していく必要があります。

誰もが差別や偏見の対象とならずに安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉に関する区民の理解を広めていく必要があります。

区内事業者においては、地域課題や社会課題に対する意識が高い事業者が多いことから、そのような事業者との連携を促進し、後押ししていくことが重要です。

以上は137ページの内容です。

138ページ

取組みの方向性

資源や施設、ノウハウの提供などにより、地域住民による活動を支援することで、地域住民の福祉についての関心を高めていきます。

地域住民に向けた講演や研修、住民同士が福祉について話し合い意見交換できる場などを開催し、福祉に関心を持ってもらえるような取組みを推進します。

また、高齢者が高齢者を支える時代に向けては、「支える・支えられる」という関係性だけでなく、「おたがいさま」「支え合うパートナー」という意識の醸成にも取り組みます。

企業との連携を促進し、産業視点からの福祉事業の課題解決に取り組みます。

めざす姿の実現に向けた主な取組み

１、ボランティア活動の支援

地域住民に向けた講座や研修のほか、任意団体の設立等の相談窓口開設など、地域住民の活動を支援することで、福祉に関心を持ってもらえる取組みを推進します。

２、災害時のボランティア活動の支援及び啓発

災害からの復旧に向け、活動を行うボランティアを受け入れ、活動をコーディネートする「ボランティアコーディネーター」を養成し、災害時の活動がより円滑に運営できるようにすると共に、こうした活動への住民の理解を広げる取組みを進めます。

取組みの行動量についてのひょうを、番号、行動量、現況値、令和６年度（２０２４年度）、令和７年度（２０２５年度）、令和８年度（２０２６年度）、令和９年度（２０２７年度）、総量の順に読み上げます。

1、地区活動入門講座の開催数は、１１回、１３回、１５回、１８回、２０回、６６回です。

2、災害ボランティアコーディネーター＊養成講座及び防災講話の開催数は、２３回、４５回、５０回、５５回、６０回、２１０回です。

続きは、次ページです。



取組みの成果指標についてのひょうを、番号、成果指標、現況値、令和６年度（２０２４年度）、令和７年度（２０２５年度）、令和８年度（２０２６年度）、令和９年度（２０２７年度）、総量の順に読み上げます。

1、地区サポーターのマッチング数は、５００件、５１０件、５２０件、５３０件、５４０件、2,100件です。

2、災害ボランティアコーディネーター登録者数（累計）は、７９６人、９３０人、1,020人、1,110人、1,200人、1,200人（累計）です。

以上は138ページの内容です。

139ページ

コラム、ボランティアをつなぐ「おたがいさまbank」

世田谷ボランティア協会は、ボランティアをしようとする人と、その力を必要としている人をつなぐ「おたがいさまbank」という仕組みを設け、子どもの学習支援、傾聴、生活サポートなどのボランティアニーズと、多くの個人・グループをつなぐボランティア活動のコーディネートを行っています。ボランティアセンター（世田谷区しもうま）と北沢・玉川・砧・烏山地域のボランティアビューローからの情報提供に加え、情報誌「セボネ」などの紙媒体、メールマガジン、24時間アクセス可能なボランティア情報サイト「おたがいさまweb」なども活用して情報の受発信を進めています。また、市民活動団体やNPOに関する相談、ボランティア体験や学習機会の提供など区民のみなさんの意欲や力を活かす取組みも幅広くおこなっています。

全国的に災害が頻発し激甚化する今日、災害ボランティアの役割も重要になっています。世田谷では、常設の災害ボランティアセンターを設けて、災害に備えるとともに、ボランティアコーディネーターの養成やスキルアップのための講座や啓発活動を積極的に行っています。

この計画に掲げる取組みを通じて「おたがいさま」の気持ちがより多くの方々に広がり、ボランタリーなコミュニティづくりにつながることをめざします。

140ページ

第５章、計画の推進に向けて

本計画は、Ｐ　Ｄ　Ｃ　Ａサイクルマネジメントに沿って推進施策の進捗を管理し、進捗状況を「地域保健福祉審議会」に定期的に報告し、評価・検証を行うことで推進していきます。進捗状況は、区民、事業者、関係団体などに公表し、情報共有を図ります。

また、実施計画の振り返りとあわせ、中間年での見直しを実施することで、機動的・実践的な計画とし、社会状況の変化などを一層反映できる計画とします。なお、法や制度、社会経済状況等の大きな変化があった場合は、計画期間中においても、適宜、見直しを行います。

推進施策の進捗を管理・評価するための指標は、各推進施策のめざす姿の実現に向けた主な取組みを抽出したうえで、令和６年度（２０２４年度）から令和９年度（２０２７年度）までのアウトプット指標（取組みの行動量）とアウトカム指標（取組みの成果指標）を設定しています。令和１０年度（２０２８年度）以降の行動量と成果指標は中間見直しじに実施計画の振り返りとあわせ、改めて設定します。

図表、P　D　C　Aサイクルマネジメントがあります。

141ページ

第6章、参考資料

第1節、統計資料

括弧1、人口・世帯

ア、総人口、世帯数、1世帯当たり人員

図表、総人口、世帯数、1世帯当たり人員を読み上げます。

令和5年の総人口は915,439人、世帯数は491,585世帯、1世帯当たりの人員は1.9人です。

※住民基本台帳法の一部改正（平成24年）により、平成25年より外国人を含んだ数値

※各年1月1日現在

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

イ、年齢３区分人口のグラフを、年少人口（0から14歳）、生産年齢人口（15から64歳）、老年人口（65歳以上）、合計の順に読み上げます。

平成30年は、106,801人、611,398人、181,908人、900,107人です。

平成31年は、108,101人、617,591人、183,215人、908,907人です。

令和2年は、108,662人、624,580人、184,244人、917,486人です。

令和3年は、108,895人、625,899人、185,578人、920,372人です。

令和4年は、107,992人、621,744人、186,472人、916,208人です。

令和5年は、106,440人、622,265人、186,734人、915,439人です。

※各年1月1日現在

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

142ページ

ウ、年齢３区分人口割合のグラフを、年少人口（0から14歳）、生産年齢人口（15から64歳）、老年人口（65歳以上）の順に読み上げます。

平成30年は、11.9％、67.9％、20.2％です。

平成31年は、11.9％、67.9％、20.2％です。

令和2年は、11.8％、68.1％、20.1％です。

令和3年は、11.8％、68.0％、20.2％です。

令和4年は、11.8％、67.9％、20.4％です。

令和5年は、11.6％、68.0％、20.4％です。

※各年1月1日現在

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

エ、家族類型別一般世帯数

図表、家族類型別一般世帯数を、親族のみの世帯、単独世帯、その他、合計の順に読み上げます。

平成27年は、229,160世帯、231,289世帯、2,902世帯、463,351世帯です。

令和2年は、236,506世帯、250,635世帯、4,576世帯、491,717世帯です。

【資料：国勢調査】

143ページ

オ、人口の将来推計

図表、人口の将来推計を総人口、15から64歳、65歳以上、0から14歳の順に読み上げます。

令和5年は、915,439人、622,265人、186,734人、106,440人です。

令和30年は、932,153人、582,362人、262,711人、87,080人です。

【資料：将来人口推計（令和５年８月９日更新）】

カ、人口構成の推計

図表、人口構成の推計を、年少人口（0から14歳）、生産年齢人口（15から64歳）、前期高齢者（65から74歳）、後期高齢者（75歳以上）の順に読み上げます。

令和5年（実績値）は、11.6％、68.0％、9.2％、11.2％です。

令和30年（推計値）は、9.3％、62.5％、12.9％、15.3％です。

【資料：将来人口推計（令和５年８月９日更新）】

144ページ

括弧2、高齢者

ア、65歳健康寿命

図表、65歳健康寿命（東京保健じょ長会方式）を、要支援認定までの男性、女性、要介護2認定までの男性、女性の順に読み上げます。

平成30年度は、81.63歳、82.59歳、83.32歳、85.88歳です。

令和元年度は、81.73歳、82.72歳、83.40歳、85.90歳です。

令和2年度は、81.84歳、82.85歳、83.55歳、86.11歳です。

令和3年度は、81.83歳、82.91歳、83.48歳、86.08歳です。

※65歳健康寿命（東京保健じょ長会方式）とは、65歳の人が要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、認定を受ける年齢を平均的に表したもの　[65歳健康寿命(歳)＝65歳＋65歳平均自立期間(年)]

※要支援認定まで：要支援の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合

※要介護２認定まで：要介護２の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合

【資料：世田谷区保健福祉総合事業概要（令和５年度版）】

イ、介護保険要支援・要介護認定者数

図表、介護保険要支援・要介護認定者数を、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5、合計の順に読み上げます。

平成26年度は、5,385人、4,602人、7,148人、6,448人、4,890人、4,475人、4,154人、37,102人です。

平成27年度は、5,113人、4,604人、7,459人、6,682人、4,966人、4,621人、4,214人、37,659人です。

平成28年度は、4,882人、4,541人、7,693人、6,775人、5,189人、4,788人、4,169人、38,037人です。

平成29年度は、5,316人、4,935人、7,811人、6,768人、5,296人、4,819人、4,113人、39,058人です。

平成30年度は、5,075人、5,351人、7,341人、7,462人、5,231人、4,912人、4,139人、39,511人です。

令和元年度は、5,356人、5,773人、7,006人、7,721人、5,376人、4,924人、4,109人、40,265人です。

令和2年度は、5,305人、5,624人、7,364人、7,806人、5,521人、5,080人、4,126人、40,826人です。

令和3年度は、5,342人、5,600人、8,048人、7,702人、5,736人、5,340人、3,939人、41,707人です。

令和4年度は、5,180人、5,453人、8,302人、7,672人、5,857人、5,492人、4,002人、41,958人です。

※第２号被保険者を含む

※各年度末現在

【資料：世田谷区保健福祉総合事業概要（令和5年度版）】

145ページ

ウ、高齢者人口の将来推計

図表、高齢者人口の将来推計を前期高齢者（65から74歳）、後期高齢者（75歳以上）、高齢化率（65歳以上）の順に読み上げます。

令和5年、2023年（実績値）は、83,844人、102,890人、20.4％です。

令和10年、2028年(推計値) は、84,909人、111,010人、21.3％です。

令和15年、2033年(推計値) は、103,645人、109,794人、23.0％です。

令和20年、2038年(推計値) は、120,839人、114,202人、25.1％です。

令和25年、2043年(推計値) は、127,380人、126,393人、27.1％です。

令和30年、2048年(推計値) は、120,013人、142,698人、28.2％です。

【資料：将来人口推計（令和５年８月９日更新）】

エ、世田谷区の高齢者の世帯状況の現状と将来推計

図表、世田谷区の高齢者の世帯状況の現状と将来推計（各年４月１日）を単身世帯人口、高齢者のみ世帯人口、その他の世帯人口、合計の順に読み上げます。

平成27年は、54,000世帯、65,000世帯、56,000世帯、175,000世帯です。

令和2年は、61,000世帯、69,000世帯、54,000世帯、185,000世帯です。

令和4年は、63,000世帯、71,000世帯、53,000世帯、186,000世帯です。

令和7年は、66,000世帯、73,000世帯、51,000世帯、191,000世帯です。

令和12年は、74,000世帯、80,000世帯、49,000世帯、204,000世帯です。

令和17年は、86,000世帯、90,000世帯、48,000世帯、224,000世帯です。

令和22年は、98,000世帯、101,000世帯、46,000世帯、246,000世帯です。

【資料：第１回高齢者福祉・介護保険部会（令和５年２月８日）】

以下は、次のページの内容です。

146ページ

オ、認知症高齢者の将来推計

図表、認知症高齢者の人口将来推計を、世田谷区の要介護認定者のうち、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の認知症高齢者数、全国の高齢者人口に占める認知症高齢者割合の推計を用いた世田谷区の認知症高齢者数の順に読み上げます。

令和6年度（2024年度)は、25,466人です。

令和7年度(2025年度)は、26,378人、36,030人です。

令和8年度(2026年度)は、27,339人です。

令和10年度(2028年度)は、29,368人です。

令和12年度(2030年度)は、31,799人、42,102人です。

【資料：第２期世田谷区認知症とともに生きる希望計画】

括弧3、障害者等

ア、障害者手帳等所持者数、難病件数

図表、障害者手帳等所持者数、難病件数を、身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療費（精神通院医療）認定件数、難病件数、総数2、総数1の順に読み上げます。

平成28年度は、20,173人、4,238人、4,911人、10,612件、8,893件、37,482人、43,183人です。

平成29年度は、20,131人、4,314人、5,270人、11,104件、9,026件、37,991人、43,825人です。

平成30年度は、19,947人、4,474人、5,648人、11,639件、9,152件、38,455人、44,446人です。

令和元年度は、19,215人、4,199人、6,187人、12,338件、8,663件、37,519人、43,670人です。

令和2年度は、19,231人、4,292人、6,715人、12,966件、8,767件、38,249人、44,500人です。

令和3年度は、18,815人、4,276人、6,794人、7,465件、8,054件、37,180人、37,851人です。

令和4年度は、18,516人、4,366人、7,448人、14,298件、9,396件、38,950人、45,800人です。

令和5年度は、18,362人、4,468人、7,868人、15,453件、8,585件、38,495人、46,080人です。

※各年４月１日現在

※総数1：身体障害者手帳所持者、プラス、愛の手帳所持者（重複除く）プラス、自立支援医療（精神通院医療）、プラス、難病

※総数2：身体障害者手帳所持者、プラス、愛の手帳所持者（重複除く）、プラス、精神障害者保健福祉手帳所持者、プラス、難病

※身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者は、平成３１年４月から本人・家族等から転出や死亡等の申し出がされていない住民票除票者を除いた数値に変更

※難病：東京都の難病等医療費助成の申請件数 （但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く)

※精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）認定件数の出典は東京都保健福祉局

※令和３年の一時的な減少は、令和２年度の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特例として自立支援医療（精神通院医療）の更新申請手続きが不要となったため。

【資料：世田谷区統計書（令和4年版）】

以下は、次のページの内容です。

147ページ

イ、難病、小児慢性特定疾病の件数

図表、難病、小児慢性特定疾病の件数を、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度の順に読み上げます。

難病の件数は、9,026件、9,152件、8,663件、8,767件、3,264件、9,396件です。

小児慢性特定疾病の件数は、490件、509件、535件、561件、267件、601件です。

※難病等医療費助成申請書受理件数、小児慢性特定疾病医療助成申請書受理件数

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】



括弧4、子ども

ア、合計特殊出生率

図表、合計特殊出生率を、平成28年、平成29年、平成30年、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年の順に読み上げます。

世田谷区は、1.1、1.06、1.07、1.01、0.99、1.02、0.97です。

東京都は、1.24、1.21、1.2、1.15、1.13、1.08、1.04です。

全国は、1.44、1.43、1.42、1.36、1.34、1.3、1.26です。

※合計特殊出生率イコール（母の年齢別出生数、割る、年齢別女子人口）の15歳から49歳までの合計

【資料：世田谷区保健福祉総合事業概要（令和５年度版）】

以下は、次のページの内容です。

148ページ

イ、年少人口の将来推計

図表、年少人口の将来推計を、就学自前児童（0から5歳）、就学児童（6から14歳）、年少人口割合（0から14歳）の順に読み上げます。

令和5年、2023年の実績値は、39,243人、67,197人、11.6％です。

令和10年、2028年の推計値は、34,457人、63,918人、10.7％です。

令和15年、2033年の推計値は、33,936人、55,256人、9.6％です。

令和20年、2038年の推計値は、34,280人、51,506人、9.2％です。

令和25年、2043年の推計値は、34,857人、51,389人、9.2％です。

令和30年、2048年の推計値は、34,949人、52,131人、9.3％です。

【資料：将来人口推計（令和５年８月９日更新）】

ウ、特別支援学校在学者数

図表、特別支援学校在学者数を、幼稚部、小学部、中学部、高等部、在学者総数の順に読み上げます。

平成29年は、15人、274人、146人、225人、660人です。

平成30年は、8人、281人、139人、224人、652人です。

令和元年は、6人、313人、149人、198人、666人です。

令和2年は、7人、316人、149人、181人、653人です。

令和3年は、9人、343人、162人、184人、698人です。

令和4年は、8人、364人、164人、195人、731人です。

※各年５月１日現在

【資料：世田谷区保健福祉総合事業概要（令和５年度版）】

以下は、次のページの内容です。

149ページ

括弧5、外国人住民

ア、外国人住民

図表、外国人住民を、男、女、総数の順に読み上げます。

平成29年は、10,211人、9,720人、19,931人です。

平成30年は、10,821人、10,558人、21,379人です。

令和元年は、11,634人、11,400人、23,034人です。

令和2年は、11,264人、10,900人、22,164人です。

令和3年は、10,761人、10,267人、21,028人です。

令和4年は、11,940人、11,154人、23,094人です。

※各年１２月２８日現在

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

イ、外国人住民（上位10か国）

図表、外国人住民（上位10か国）を読み上げます。

中国は7,533人です。

韓国または朝鮮は4,084人です。

米国は2,025人です。

フィリピンは971人です。

ベトナムは925人です。

英国は867人です。

フランスは665人です。

インドは585人です。

ネパールは526人です。

インドネシアは370人です。

※令和３年１２月２８日現在

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

以下は、150ページの内容です。

括弧6、若者支援

ア、相談件数（延べ件数）

図表、メルクマールせたがや相談件数（延べ件数）を読み上げます。

平成30年度は3,165件です。

令和元年度は、3,102件です。

令和2年度は、3,198件です。

令和3年度は、3,857件です。

令和4年度は、4,850件です。

【資料：世田谷区保健福祉総合事業概要（令和５年度版）】

イ、利用人数（延べ人数）

図表、利用人数（延べ人数）を、児童館、希望おか青少年交流センター、野毛青少年交流センター、池之上青少年交流センターの順に読み上げます。

平成28年度は、824,300人、なし、15,500人、67,000人です。

平成29年度は、838,600人、なし、17,800人、64,900人です。

平成30年度は、778,700人、11,300人、20,400人、62,900人です。

令和元年度は、709,000人、75,800人、22,000人、19,200人です。

令和2年度は、307,700人、34,300人、11,700人、19,400人です。

令和3年度は、493,900人、47,000人、17,900人、38,500人です。

※希望おか青少年交流センターは平成３１年２月開設

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

以下は、151ページの内容です。

括弧7、生活保護

ア、被保護世帯数、被保護者数

図表、被保護世帯数、被保護者数を、被保護世帯、被保護者の順に読み上げます。

平成29年度は、8,771世帯、10,230人です。

平成30年度は、8,801世帯、10,211人です。

令和元年度は、8,875世帯、10,346人です。

令和2年度は、8,844世帯、10,238人です。

令和3年度は、8,798世帯、10,122人です。

令和4年度は、8,897世帯、10,152人です。

【資料：世田谷区保健福祉総合事業概要（令和５年度版）】

括弧8、健康・医療

ア、死因別死亡者数

図表、死因別死亡者数を、悪性新生物(がん)、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肺炎及び気管支炎、慢性肝疾患及び肝硬変、腎不全、老衰、不慮の事故及び有害作用、自殺、その他の順に読み上げます。

平成30年は、1,950人、998人、37人、469人、438人、86人、110人、690人、179人、98人、1,783人です。

令和元年は、1,948人、1,027人、39人、492人、425人、107人、102人、761人、180人、100人、1,731人です。

令和２年は、1,927人、1,029人、30人、460人、326人、97人、106人、745人、189人、105人、1,799人です。

令和３年は、1,959人、1,054人、23人、452人、264人、91人、112人、974人、158人、129人、2,007人です。

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

以下は、152ページの内容です。

イ、自殺者数

図表、年別・年代別自殺者数を読み上げます。

平成22年は、合計146人です、平成23年は、合計186人です、平成24年は、合計152人です、平成25年は、合計158人です、平成26年は、合計143人です、平成27年は、合計130人です、平成28年は、合計116人です、平成29年は、合計114人です、平成30年は、合計101人です、令和元年は、合計101人です、令和2年は、合計106人です、令和3年は、合計134人です。

令和4年は、20歳未満、6人、20から29歳、22人、30から39歳、23人、40から49歳、18人、50から59歳、31人、60から69歳、13人、70から79歳、13人、80歳以上、8人、合計134人です。

【資料：警察庁、自殺統計より、厚生労働省自殺対策推進室作成資料に基づき、区作成】

ウ、感染症発生動向

図表、感染症発生動向調査届出受理件数（全数把握分）を、2類、結核、3類、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、4類、レジオネラ症、Ｅ型肝炎、つつが虫病、レプトスピラ症、5類、アメーバ赤痢、急性脳炎コメジルシ1、クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群コメジルシ2、梅毒、侵襲性肺炎球菌感染症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌もく細菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、水痘(入院例)、ウイルス性肝炎コメジルシ3、百日咳コメジルシ4、ジアルジア症、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症コメジルシ5の順に読み上げます。

※3類以外は発生した疾病のみ記載

令和2年は、134件、0件、0件、20件、0件、0件、4件、2件、2件、0件、2件、3件、2件、0件、19件、6件、4件、5件、2件、1件、0件、48件、0件、5,334件です。

令和3年は、101件、0件、0件、28件、0件、0件、1件、4件、2件、0件、3件、8件、0件、1件、33件、4件、1件、7件、0件、2件、1件、11件、0件、23,397件です。

令和4年は、98件、0件、0件、23件、0件、0件、4件、2件、1件、1件、2件、17件、1件、2件、56件、3件、1件、4件、1件、4件、1件、16件、3件、138,303件です。

コメジルシ1、4類感染症における脳炎を除く

コメジルシ2、無症状病原体保有者を含む

コメジルシ3、E型肝炎及びA型肝炎を除く

コメジルシ4、30年より全数把握対象疾患になった

コメジルシ5、世田谷保健じょ管轄患者の発生数

【資料：感染症発生動向調査】

以下は、153ページの内容です。

括弧9、財政

ア、民生費(項別)歳出決算額

図表、民生費(項別)歳出決算額を、生活保護費、児童福祉費、社会福祉費、合計の順に読み上げます。

平成24年度は、19,950,000,000円、35,490,000,000円、44,420,000,000円、99,860,000,000円です。

平成25年度は、20,690,000,000円、34,070,000,000円、45,770,000,000円、100,520,000,000円です。

平成26年度は、20,930,000,000円、37,530,000,000円、49,040,000,000円、107,500,000,000円です。

平成27年度は、21,000,000,000円、41,540,000,000円、50,690,000,000円、113,230,000,000円です。

平成28年度は、21,200,000,000円、48,060,000,000円、62,160,000,000円、131,420,000,000円です。

平成29年度は、21,560,000,000円、54,760,000,000円、55,070,000,000円、131,390,000,000円です。

平成30年度は、21,230,000,000円、57,060,000,000円、57,040,000,000円、135,320,000,000円です。

令和元年度は、21,540,000,000円、63,830,000,000円、61,430,000,000円、146,810,000,000円です。

令和2年度は、21,110,000,000円、63,990,000,000円、59,010,000,000円、144,110,000,000円です。

令和3年度は、21,760,000,000円、67,370,000,000円、59,470,000,000円、148,600,000,000円です。

令和4年度は、21,670,000,000円、67,170,000,000円、62,950,000,000円、151,800,000,000円です。

令和5年度は、21,760,000,000円、67,560,000,000円、66,320,000,000円、155,640,000,000円です。

※直近2年は歳出当初予算額

【資料：世田谷区保健福祉総合事業概要（令和５年度版）】

イ、衛生費(項別)歳出決算額

図表、衛生費(項別)歳出決算額を、環境衛生費、公衆衛生費、保健じょ費、衛生管理費、合計の順に読み上げます。

平成24年度は、90,000,000円、4,240,000,000円、210,000,000円、1,080,000,000円、5,620,000,000円です。

平成25年度は、80000000円、4310000000円、210000000円、1070000000円、5680000000円です。

平成26年度は、80000000円、5010000000円、220000000円、1100000000円、6420000000円です。

平成27年度は、80000000円、4860000000円、220000000円、1120000000円、6280000000円です。

平成28年度は、90000000円、5170000000円、230000000円、1120000000円、6610000000円です。

平成29年度は、80000000円、5340000000円、240000000円、1140000000円、6800000000円です。

平成30年度は、90000000円、5440000000円、230000000円、1160000000円、6920000000円です。

令和元年度は、110000000円、5450000000円、270000000円、1460000000円、7280000000円です。

令和2年度は、80000000円、6730000000円、220000000円、3000000000円、10030000000円です。

令和3年度は、80000000円、6520000000円、250000000円、2880000000円、9740000000円です。

令和4年度は、90000000円、9050000000円、260000000円、2930000000円、12330000000円です。

令和5年度は、90000000円、10180000000円、270000000円、2650000000円、13200000000円です。

※直近2年は歳出当初予算額

【資料：世田谷区保健福祉総合事業概要（令和５年度版）】

以下は154ページの内容です。

ウ、国民健康保険事業会計（予算）

図表、国民健康保険事業会計（予算）を、保険給付費、国民健康保険料、一般会計繰入金の順に読み上げます。

平成29年度は、52950000000円、27690000000円、8360000000円です。

平成30年度は、50610000000円、25700000000円、8020000000円です。

令和元年度は、49060000000円、25260000000円、7900000000円です。

令和2年度は、47800000000円、24940000000円、7750000000円です。

令和3年度は、47410000000円、24550000000円、7700000000円です。

令和4年度は、48980000000円、25100000000円、8140000000円です。

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

エ、介護保険事業会計（予算）

図表、介護保険事業会計（予算）を、保険給付費、介護保険料、一般会計繰入金の順に読み上げます。

平成29年度は、58610000000円、14230000000円、9240000000円です。

平成30年度は、63240000000円、16340000000円、9810000000円です。

令和元年度は、67700000000円、16100000000円、10810000000円です。

令和2年度は、68950000000円、15890000000円、11160000000円です。

令和3年度は、63460000000円、14020000000円、10240000000円です。

令和4年度は、65690000000円、14130000000円、10620000000円です。

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

オ、後期高齢者医療会計（予算）

図表、後期高齢者医療会計（予算）を、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金の順に読み上げます。

平成29年度は、11440000000円、8050000000円です。

平成30年度は、12040000000円、8130000000円です。

令和元年度は、12370000000円、8410000000円です。

令和2年度は、12920000000円、8360000000円です。

令和3年度は、12800000000円、8250000000円です。

令和4年度は、13690000000円、9100000000円です。

【資料：世田谷区統計書（令和４年版）】

以下は155ページの内容です。

第2節、計画策定に向けた審議等の経過

1、地域保健福祉審議会及び総合計画研究会の審議等の経過

開催日、会議名、主な案件の順に読み上げます。

令和４年、２０２２年、１１月１６日、第８３回、地域保健福祉審議会、世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について（諮問）

１２月１日、第１回、総合計画研究会、世田谷区地域保健医療福祉総合計画策定の考え方について

１２月１９日、第２回、総合計画研究会、既存の地域包括ケアシステムの強化について

令和５年、２０２３年、２月３日、第３回、総合計画研究会、世田谷区の包括的な支援体制について

続きは、次ページです。

２月１０日、第８４回、地域保健福祉審議会、計画策定に向けた検討状況について

３月２７日、第４回、総合計画研究会、誰一人取り残さない世田谷をつくるための基盤整備

４月２６日、第８５回、地域保健福祉審議会、計画策定に向けた検討状況について

６月２日、第５回、総合計画研究会、地域包括ケアシステムの４つの新たな要素について

６月２９日、第６回、総合計画研究会、計画（素案）について

７月２１日、第８６回、地域保健福祉審議会、世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について（中間まとめ案）

１０月４日、第７回、総合計画研究会、計画（答申案）について

１０月２６日、第８７回、地域保健福祉審議会、世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について（答申）

令和６年、２０２４年、２月９日、第８８回、地域保健福祉審議会、世田谷区地域保健医療福祉総合計画、案について

以上は155ページの内容です。

以下は156ページの内容です。

２、地域保健福祉審議会及び総合計画研究会の委員名簿

世田谷区地域保健福祉審議会、委員名簿を、区分、分野、氏名、職(所属)、備考の順に読み上げます。

学識経験者

中村　秀一、医療介護福祉政策研究フォーラム理事長、会長

和気　純子、東京都立大学、人文社会学部教授、副会長

石渡　和実、東洋英和、じょ学院大学、名誉教授

加藤　悦雄、大妻女子大学、家政学部児童学科、教授

川上　富雄、駒澤大学、文学部社会学科、教授

諏訪　徹、日本大学、文理学部社会福祉学科、教授

岩永　俊博、全国健康保険協会、ぜん理事

区民

福祉団体・地域団体

吉村　俊雄、世田谷区社会福祉協議会、会長

坂本　雅則、世田谷区民生委員児童委員協議会、会長

西﨑　守、世田谷区町会総連合会、副会長、令和5年7月5日退任

岩波　桂三、世田谷区町会総連合会、副会長、令和5年7月12日新任

高齢、蓮見　早苗、用賀あんしんすこやかセンター管理者

障害、ばん　ますみ、世田谷区肢体不自由児者父母の会、会長

児童、飯田　政人、社会福祉法人福音寮、理事長

医療

窪田　美幸、世田谷区医師会、会長

吉本　一哉、玉川医師会、会長、令和5年7月4日退任

池上　晴彦、玉川医師会、会長、令和5年7月5日新任

田村　昌三、世田谷区歯科医師会、会長

島貫　博、玉川歯科医師会、会長

富田　勝司、世田谷薬剤師会、会長

髙野　和則、玉川砧薬剤師会、会長

公募委員

栗原　しょう

山中　武

以上は156ページの内容です。

以下は157ページの内容です。

総合計画研究会、委員名簿を氏名、職(所属)、備考の順に読み上げます。

中村　秀一、医療介護福祉政策研究フォーラム理事長

和気　純子、東京都立大学、人文社会学部、教授

石渡　和実、東洋英和、じょ学院大学、名誉教授

加藤　悦雄、大妻女子大学、、家政学部児童学科、教授

川上　富雄、駒澤大学文学部社会学科、教授

諏訪　徹、日本大学、文理学部社会福祉学科、教授

菱沼　幹男、日本社会事業大学、社会福祉学部福祉計画学科、教授

木本　義彦、北沢総合支所長、令和４年度

柳澤　純、北沢総合支所長、令和５年度

土屋　雅章、世田谷総合支所副支所長、令和４年度

内田　潤一、世田谷総合支所副支所長、令和５年度

みつわ　ただし、砧総合支所保健福祉センター所長

舟波　勇、地域行政部長、令和４年度

岩元　浩一、地域行政部長、令和５年度

田中　耕太、保健福祉政策部長、座長

有馬　秀人、保健福祉政策部次長、令和４年度

庄司　秀人、保健福祉政策部次長、令和５年度

山戸　茂子、高齢福祉部長

須藤　剛志、障害福祉部長

柳澤　純、子ども・若者部長、令和４年度

松本　幸夫、子ども・若者部長、令和５年度

つち橋　俊彦、児童相談所長、令和４年度

河島　貴子、児童相談所長、令和５年度

和田　康子、保育部長、令和４年度

むこうやま　晴子、世田谷保健じょ長

松本　幸夫、世田谷保健じょ副所長、令和４年度

清水　昭夫、世田谷保健じょ副所長、令和５年度

うめね　晴彦、都市整備政策部長、令和４年度

笠原　そう、都市整備政策部長、令和５年度

長岡　光春、世田谷区社会福祉協議会事務局長

以下は158ページの内容です

第3節、区民意見・提案等

１、シンポジウム

計画について広く周知し、これからの世田谷の保健福祉についてともに考えていくために、これからの世田谷の保健福祉を考えるシンポジウム「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」を開催しました。

続きは、次ページです。

開催日、令和５年９月７日（木）

会場、玉川せせらぎホール（世田谷区等々力３－４－１）またはオンライン

プログラム

第１部、計画素案の概要説明

第２部、基調講演「これからの世田谷の福祉に求められるもの」

≪講演者≫中村　秀一　氏（世田谷区地域保健福祉審議会会長）

第３部、パネルディスカッション「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」

≪コーディネーター≫

中村　秀一　氏

≪パネリスト≫五十音順・敬称略

岩永　俊博（世田谷区健康づくり推進委員会会長）

河野　由香（池尻あんしんすこやかセンター管理者）

田邉　ひとえ（世田谷区社会福祉協議会自立生活支援課長）

ばん　ますみ（世田谷区肢体不自由児者父母の会会長）

保坂　展人（世田谷区長）

参加者数、会場参加、８８名、オンライン参加、１１７名

以上は158ページの内容です。

以下は159ページの内容です。

パブリックコメント

区民意見を幅広く取り入れるために、計画（素案）についてパブリックコメントを実施しました。

募集期間、令和５年９月７日（木）から９月２８日（木）まで

意見提出人数、２９人（ホームページ２３人、郵送５人、持参１人）

意見数

第１章、計画策定にあたってに関すること、１件

第３章、地域福祉を推進する基本的な考え方に関すること、２１件

第４章、今後の施策の方向、第1節、世田谷版地域包括ケアシステムを強化するに関すること、１２件

第４章、今後の施策の方向、第2節、世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備に関すること、１１件

成年後見制度利用促進基本計画に関すること、４件

再犯防止推進計画に関すること、３件

その他、１９件

合計、7１件

第１章、計画策定にあたってに関すること、１件

1、主な意見の概要、第１章の基本計画の理念の記載が「基本計画（素案）」にある「LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ」を削除したように見受けられます。もし、これは「性別」に含まれると解釈されているなら誤りです。セクシュアリティの基本要素の全く別の概念ですので、追記してください。

区の考え方、基本計画の記載と合わせ、「LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ」を記載しました。

続きは、次ページです。

第３章、地域福祉を推進する基本的な考え方に関すること、21件

1、主な意見の概要、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」がせこうされますが、問題のある政党や宗教団体と関わりのある民間団体と連携しないようにお願いします。

区の考え方、地域福祉推進の視点③に記載のとおり、区では、区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで、新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指してまいります。困難な問題を抱える女性への支援に限らず、連携先には留意しながら、地域福祉の推進に努めてまいります。

以上は159ページの内容です。

160ページ

2、主な意見の概要、世田谷区で生活している性的マイノリティの一人です。私たちのことを見てください、知ってください。なにもかも不安です。

3、主な意見の概要、本計画は男女、共同、参画、多文化共生推進等の計画と連携とうたっていながら、性的マイノリティについての記述がほとんどないことに疑問がある。ぜひ、連携を図り、すべての計画の中の対象者として性的マイノリティを含めるよう検討してほしい。

4、主な意見の概要、高齢のゲイ男性は地域から孤立していることが殆どです。ぜひ、地域包括ケアシステムの充実の中に性的マイノリティを明確化し支援の対象者としてください。

5、主な意見の概要、高齢になっても世田谷で暮らしたいと考えている同性カップルは多いです。改めて居住支援に性的マイノリティを明確化してください。

6、主な意見の概要、地域福祉推進の視点①の中で、性的マイノリティが「存在しない」と世田谷区に考えられているのでは、と不安を感じています。「等」で括られて総合計画の策定のときに取り残されることのないよう、身近な存在である、２万５千人あまりの、性的マイノリティ区民を計画の中に明記し、「生きづらさ」に気づき支援につなげていただけるよう、強く要望いたします。

7、主な意見の概要、支援対象として、「性別、性自認、性的指向」と明記して、性的少数者が含まれることを明確にしていただきたいです。そのうえで、トランスジェンダーや同性カップルに特有の医療福祉での困りごとに対応した施策の方向や推進策をぜひとも入れ込んでいただきたいと思います。

続きは、次ページです。

8、主な意見の概要、「世田谷版地域包括ケアシステムを強化する」というならば、多様性を踏まえた記述を具体化すべきです。「地域包括ケアシステム」で示されている「高齢者、障害者、子ども、生活困窮者」以外の困難を抱えた多様な人へアウトリーチする方向性をつくるには、基本理念の対象をすべて表記し具体化するべきだと考えます。

9、主な意見の概要、全体を通して「多様な性とセクシュアリティ」に配慮した視点が足りない。

以上は160ページの内容です。

以下は161ページの内容です。

10、主な意見の概要、全体を通して「ジェンダーの視点」が足りないように感じます。具体的には「多様な性とセクシュアリティ」「包括的性教育」「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について、保健や福祉の分野を超えて、人権や教育に配慮した視点を計画の中に入れてほしいです。

11、主な意見の概要、世田谷区では、男女共同参画と多文化共生を推進する条例で、「性別等」の中に性自認、性的指向を含むことを明記しています。本計画でも含めることを求めます。

12、主な意見の概要、LGBTQは医療機関の受診や入院、面会、また介護サービスなどにおいても、家族として扱われなかったり、また本人の在り方と異なる性別で扱われたり、就労において不利な扱いを受けたりなど、様々な問題を抱えています。それぞれにLGBTQが抱える問題やその対処方法があるはずだと思いますので、より詳細な記述を求めます。

1から12に対する区の考え方

本計画は「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」を基本方針としており、性的マイノリティのかたも対象者としています。地域福祉推進の視点①の中に「LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ」を明記するとともに、性の多様性に配慮し、権利を尊重した事業運営をしてまいります。

13、主な意見の概要、性的マイノリティについて、ケアマネやヘルパー、訪問看護士、民生委員などへの理解啓発がされているのでしょうか。

ぜひ、地域福祉推進の視点の中に性的マイノリティを明確化し、重層的支援体制整備事業として、福祉医療従事者や民生委員などへの理解啓発を行うようにしてください。また、研修の終了後には研修済みの見える化を明示してください。

14、主な意見の概要、計画立案やその実施に関わる方々、保健・医療や福祉・介護サービスに関わる方々への性的マイノリティ理解と配慮をいただくよう、要望いたします。

13、14に対する区の考え方

地域福祉推進の視点①の中に「LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ」を明記しました。

続きは、次ページです。

また、区では、区内でサービスを提供している医療・福祉サービス事業所の職員等を対象に、医療・福祉職場における配慮や支援方法等についての研修を実施しています。今後も定期的に実施し、性的マイノリティ理解の普及啓発に取り組んでまいります。研修済みの見える化については、年度ごとに研修を受けた方の所属する事業所を世田谷区福祉人材育成・研修センターのホームページで公開しております。

15、主な意見の概要、基本方針を実現するためには、デジタル技術を駆使して、市民一人ひとりと区の行政と連絡が取れ、行政が市民の状況を確認できる、電子メール、スマホ等を使ったシステムを構築し、一人ひとりの状況、医療データ、健康データを把握し、その対応を行うことである。

「先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する」とあるが、積極的に先端技術を取り入れた計画を見たことがない。

区の考え方、ご提案いただいた点については今後参考にさせていただきながら、地域福祉推進の視点及び推進施策に記載しているとおり、先進技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉の向上に努めてまいります。

以下は162ページの内容です。

16、主な意見の概要、男女、共同、参画、多文化共生、犯罪被害者、ジェンダー、LGBTQなどへの理解については、多様性理解促進のために重要なことだと思います。

区の考え方、多様性の尊重は区としても重要であると認識しております。地域福祉推進の視点①において記載するとともに、多様性を尊重した事業運営をしてまいります。

17、主な意見の概要、区民の主体性を尊重し、一つひとつの施策においても区民一人ひとりがチカラをもっている主体であることを尊重した文言にしてほしい。

区の考え方、地域福祉推進の視点③に記載のとおり、区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげてまいります。

18、主な意見の概要、困る前に支援につなげる地域づくりは、困っている人が「たすけて」と声をあげやすい環境づくり。「たすけて」の声を聴く人・聴く力をまち（市民）の中に育てる。

区の考え方、区民の皆様が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進してまいります。

19、主な意見の概要、分野横断的な連携を推進するという視点について、どのような分野を指すのか明記して欲しい。

区の考え方、教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を推進してまいります。

続きは、次ページです。

20、主な意見の概要、弱者男性に関する課題も触れた方が良い。

21、主な意見の概要、生活が苦しい妊婦に対する活動等もこの計画に加えて下さい。

20，21に対する区の考え方、

本計画は「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」を基本方針としており、生きづらさを抱える男性も、妊婦も、生活困窮者も対象者としています。地域福祉推進の視点①に記載のとおり、支援の対象者は属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」として捉え、事業運営をしてまいります。

以上は162ページの内容です。

以下は163ページの内容です。

第４章、今後の施策の方向、第1節、世田谷版地域包括ケアシステムを強化するに関すること、1２件

１、主な意見の概要、高齢者等の賃貸住宅確保については、オーナー斡旋による毎日のヤクルトや宅食配達を条件にし、これらについて補助金を出して良いと思う。

区の考え方、高齢者等の孤立死リスクを懸念するなどの理由で、高齢者等が民間賃貸住宅への入居を敬遠されることがあります。区では孤立死を防止するため、支援が必要な高齢者等を早期に把握し、適切な対応が取れるように、宅配（ヤクルト、弁当等）・不動産・スーパー等の事業者と「高齢者見守り協定」を締結しています。協定締結事業者は、事業活動のなかで気づいた異変を区等に通報し、通報を受けた区は、高齢者等本人の状況確認を行っています。引き続き事業者等と連携を図り、安心して高齢者等に住宅を貸していただけるように、居住支援の取組みを行ってまいります。

2、主な意見の概要、毎日、野良猫等への餌やりをしている方がいます。近隣では、車の傷、ノミ、糞尿、騒音などの被害もあり、地域の問題になっております。精神的な課題、孤独を抱えているようです。

改善のお願いだけではなく、アルコール依存症のように包括的で精神的な支え、対処が必要のようです。今後、ぜひ、野良猫の餌やりをするかたへの精神的なフォローや見回りもしていただけると幸いです。

区の考え方、区内２８か所のまちづくりセンターでは、日常的な様々な問合せへの対応や地区の課題などの困りごとの相談を受け、解決策を一緒に考えます。

世田谷版地域包括ケアシステムの強化に向けては、地域に潜在している支援ニーズを抱えた方を早期発見し、必要な支援につなげることや、支援ニーズに沿った様々な社会資源につなげていくことが重要であると考えております。

続きは、次ページです。

一方で、そのような方を行政のみで発見し、アプローチしていくことは困難であることから、様々な支援機関や地域住民、地域活動団体と協力して、早期発見できる地域づくりに努めたいと考えております。お近くに気になる方がいましたら、ぜひ最寄りの福祉の相談窓口であるまちづくりセンターへご相談ください。

3、相談支援のイメージ図についてです。ぜひ男女、共同、参画センターらぷらすや性的マイノリティ当事者団体などを加えてください。共助としてのピアサポートは大変重要です。

区の考え方、第４章第２節、括弧２、「人権擁護の推進」でも記載させていただいたとおり、性的マイノリティのかたへの福祉的支援にかかる対応力の向上と体制の充実は、重要な課題であると認識しております。相談支援のイメージ図についてのご意見は参考にさせていただきました。

以上は163ページの内容です。

以下は164ページの内容です。

4、主な意見の概要、総合支所保健福祉課すべてに、「介護指導職員」を複数名配置し、「困難ケースのコーディネーター的役割」等の責務を果たすための仕組みを構築すること。

【類似意見、他１件】

区の考え方、保健福祉課では、医療関係者やあんしんすこやかセンター、事業者など、地域の様々な機関との連携体制を構築し、困難ケース等への対応を進めております。現在配置されている介護指導職員もチームの一員として対応しているところですが、対象によっては緊急時バックアップセンターの活用も図りながら、緊急時に必要な支援を行ってまいります。

介護指導職の配置のない支所で介護指導職員の派遣が必要な場合は、支所間で調整しております。また、区民の困りごとが複雑化・複合化しており対応が困難なケースの場合には、多機関が協働して、取り組めるよう、コーディネーター的役割を担う事業の検討も進めております。

今後も引き続き区民の安心安全の地域生活のため、個々のケースの状況等にあわせ、福祉緊急対応要綱の活用を図りながら、必要な支援を進めてまいります。

5、主な意見の概要、「世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱」第8条第1項及び「世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱」第6条第1項に定める「サービスの提供」について、世田谷区社会福祉事業団と協定を締結すること。

続きは、次ページです。

また、制度を関係職員と区内事業者、区民に周知するとともに、制度を積極的に運用すること。さらに介護指導職員の役割と福祉緊急対応事業の重要性について、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」に明記すること。

【類似意見、他１件】

区の考え方、世田谷区社会福祉事業団との福祉緊急対応に関する協定については、高齢者を対象として、家族からの虐待等、やむを得ない事由により居宅サービスを利用することが著しく困難な高齢者を措置として特別養護老人ホームへ入所させる老人福祉法に基づく対応に関して結んでいます。また、福祉緊急対応の運用については、研修を通して職員の理解を深め適切に適用されるよう努めています。今後とも地域活動団体や事業者、関係機関とのネットワークを充実させ、必要な支援を行ってまいります。

以上は164ページの内容です。

以下は165ページの内容です。

6、主な意見の概要、諸外国と比較しても低い生活保護の捕捉率を上げていこうという観点が読み取れません。厚生労働省のホームページには、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにも、あるものですので、ためらわずにご相談ください。」と明記されています。

厚生労働省が示している姿勢と同様の方向性を世田谷区の生活困窮者支援においても打ち出してください。

区の考え方、区では、厚生労働省のホームページと同様の内容を区のホームページにも掲載しており、また生活相談の案内チラシを地域包括支援センターや図書館などでも配架、その他年末年始前などはFMせたがややデジタルサイネージ、区公式アカウントによるX（旧ツイッター）による配信など、経済的に困窮している方がためらわずに各総合支所生活支援課にご相談いただけるよう広く周知しております。

また世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」においては、生活に困窮されたかたへ、自立に向けた支援を実施すると共に、相談者の状況に応じて生活保護制度へのつなぎを行っております。

引き続き、各総合支所生活支援課とぷらっとホーム世田谷が連携し、生活困窮者支援を行ってまいります。

7、主な意見の概要、高齢者の孤独死が近所の集合住宅で数多く発生していると聞いたことがあります。人が住んでいるようだけれども、手入れが行き届いていないようなお宅も見かけます。地域福祉推進の視点に述べられているように、問題を抱えている人たちが、サービスの対象とならないように行政が役割を果たしてもらいたいと思います。

区の考え方、世田谷版地域包括ケアシステムの強化に向けては、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度やサービスの対象とならないような、いわゆる狭間の支援ニーズを抱えた方についても、ニーズに沿った支援になげていくことが重要であると考えております。区は、保健福祉センターを中心に、福祉分野に限らず、その方のニーズに沿った支援を実施できるよう、チームを組織して、様々な機関等と一体になって支援を行っていきます。お近くに気になる方がいましたら、ぜひ最寄りの福祉の相談窓口であるまちづくりセンターへご相談ください。

以上は165ページの内容です。

以下は166ページの内容です。

8、主な意見の概要、教育分野と福祉分野との連携は、とても大切な問題だと思います。世田谷区では、公立学校の教員が不足していると聞きました。そのような環境では、先生たちにも負担がかかることが想像され、生徒へのきめ細かい対応が困難になる場合もあると思います。不登校の生徒が通う特例校もあるようですが、そもそもの原因を検討することも必要ではないでしょうか。充実した支援体制を望みます。

区の考え方、公立学校の教員不足につきましては、近年全国的に生じており、結果として教員一人当たりの負担も大きくなっております。世田谷区教育委員会としましては、任命権者である東京都教育委員会に対し、児童・生徒へのきめ細やかな対応ができるよう、必要な人員配置を要望してまいります。

また、不登校を未然に防ぐため、各学校の中にほっとルーム（別室登校）設置校を拡充していくといった取組みを推進し、支援体制の充実に努めてまいります。

さらに、不登校児童・生徒への個々に応じた支援だけでなく、不登校を生み出さないという学校づくりの視点が不可欠となっており、不登校の未然防止、早期発見・早期対応、長期化した場合の支援など、各段階における対応の基本的な考え方を示す、教職員のためのガイドラインが必要と考えております。

続きは、次ページです。

日々子どもたちと接している教職員が、多様化する社会の中で、世田谷区に住む子どもたちの最適な学びを実現するために活用できるようガイドラインの策定に取り組んでまいります。

9、主な意見の概要、コロナ禍で多くの人が多くのものを失い、当たり前が当たり前じゃなくなった経験をみんなが体験したなかで、死別だけでなく、あらゆる喪失体験がグリーフにつながることを前提とした内容にしてほしい。また、グリーフは自然で健康な反応であり、病気ではない。グリーフを抱えたときに必要なことは、「グリーフ・インフォームド（グリーフにかんして理解のある）」サポート及びコミュニティであることを踏まえた内容にしてほしい。

区の考え方、ご意見の通り、死別や離別だけではなく、多様な喪失体験がグリーフであると認識しております。グリーフは、誰もが経験する「自然で健康な反応」である一方で、深いグリーフを抱えた時の必要な支援として、グリーフサポート事業を実施しております。改正自殺総合対策大綱（令和4年10月）の重点施策に「自死遺族・遺児への支援」も位置づけられておりますので、区では自殺対策としても取組みをすすめております。

また、「グリーフ・インフォームド」についての貴重なご提案もありがとうございます。「グリーフ」について認知度はまだ低い状況ですが、進展する高齢社会における地域包括ケアシステムの強化に向け、区民や職員に対する啓発をすすめてまいります。

10、主な意見の概要、マンション・アパートの住人同士がゆるくつながれるシステムがあると良い。おとなりさんともあまり会わず、顔も知らない事がないように。

区の考え方、４章第１節（１０）「防犯・防災」にも記載のとおり、どなたにも関わりのある防犯・防災の取組み等を入り口として地域のネットワークを築き、地域の見守りを強化していけるよう取り組んでまいります。

以上は166ページの内容です。

以下は167ページの内容です。

第４章、今後の施策の方向、第2節、世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備に関すること、11件

1、主な意見の概要、福祉人材のこれ以上の確保は難しいと思うので、機械化・自動化の推進や、事務作業の負荷低減化(ICT活用推進やBPO導入への補助など)に重点的に取り組むべきだと思う。

区の考え方、区としても、人材不足への対応は保健医療福祉分野にまたがる重要な課題と認識しております。福祉人材の確保に向けた取組みを推進するとともに、ご提案のような先進技術を活用した業務負担の軽減にも取り組んでまいります。

2、主な意見の概要、介護職の人材育成で委託先に外部講師をよんでいるが、リハビリひとつ取り上げても特定の内容に偏っているのではないか。研修企画や教材などに多様な疾患の視点を盛り込んでほしい。

区の考え方、区では介護職の人材確保育成・定着及び専門性の向上を目的として、研修の運営等を世田谷区福祉人材育成・研修センターに委託しております。いただいたご意見も参考に、様々な疾患やニーズに対応した、よりよい学びを提供できるよう研修内容等の充実を図ってまいります。

3、主な意見の概要、よいかどうかは別にして、６５歳までの雇用が一般的になりつつあり、高齢社会における人材の活用が求められていると思います。人生経験のある人が活躍できる仕組みについても考えてもらえるとよいのではないでしょうか。

区の考え方、高齢者が地域活動や就労の中で豊富な知識や培ってきた経験を活かし、全世代への支援や多世代の交流を通して、自らの出番と役割を見出し、生きがいと心の豊かさや幸福感を感じられるよう柔軟な発想をもって高齢者に関する施策を進めます。

4、主な意見の概要、子どもの権利については、まだまだ理解が進んでいないように思います。せっかく２３区初の条例を制定したのですから、もう一歩進んだ理解促進策を検討すべきではないでしょうか。

続きは、次ページです。

区の考え方、区では、平成13年に東京２３区で初となる子ども条例を先駆的に制定しました。せこうから２０年が経過し、東京都こども基本条例やこども基本法がせこうされたことなどを契機として、これまでの条例や権利擁護を含めた子ども施策を評価・検証するため、令和４年度に子ども・子育て会議において議論を重ねてきました。現在、令和７年４月の条例改正に向けて議論を進めています。

また、子どもの権利については、子どもも大人も理解する必要があることから、令和６年度より順次、児童館や学校でそれぞれの年齢や成長発達に応じた子どもの権利学習を実施するとともに、学校職員や区職員を対象に子どもの権利全般について学習し、学校や子ども関連施設等で権利学習ができる人材を育成してまいります。

以下は168ページの内容です。

5、主な意見の概要、福祉人材の確保は、まずは今現場で働いている方々の労働環境を改善するという視点が重要ではないでしょうか。特に福祉の仕事は簡単にできるものではありません。福祉の仕事をしている人が、区内で住みやすいようにしたり、研修に参加しやすくするなどの環境整備を支援することが、大切ではないかと思います。

区の考え方、ご指摘のとおり、福祉の現場で働いている方の労働環境を改善するという視点は重要であると認識しております。区では、高齢、障害、子ども・子育ての各分野において、宿舎借り上げ支援や職員研修費用の支援といった福祉人材確保・育成・定着に関する支援を行っています。このような取組みに加え、今後は福祉の仕事の魅力発信や、タスク・シフト/シェアの推進、先進技術の活用による、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境整備にも取り組んでまいります。

6、主な意見の概要、先進的な技術の活用は、高齢化社会において重要だと思います。一方で、導入に関わる費用もそれなりになる場合が考えられます。成果については、きちんと検証したうえで、関係各所における情報共有を図り、全体としての最適化が進むようにして欲しいです。

区の考え方、先進技術の活用にあたっては、しっかりと課題を捉えたうえで、解決に有効な技術やシステムを活用・導入してまいります。また、最大の効果を得られるよう、評価・検証してまいります。

7、主な意見の概要、認知症と犯罪の問題について共通することですが、地域の見守りが大切だと思います。地域の関係性ができるような取組みについても検討してもらえるとよいのではないでしょうか。

続きは、次ページです。

区の考え方、ご指摘のとおり、認知症のかたも安心・安全に暮らすことができ、犯罪等を未然に防止していくためには、地域の見守りが大切だと認識しております。４章第１節（１０）「防犯・防災」にも記載のとおり、どなたにも関わりのある防犯・防災の取組み等を入り口として地域のネットワークを築き、地域の見守りを強化していけるよう取り組んでまいります。

8、主な意見の概要、福祉人材の確保は応募を待つだけでなく、積極的に幼小中学校のPTA役員、町内会等に出向いて呼びかけ、人材を確保して専門的に育成をしていくことがより望ましい。他方、地域の人々をつなぐ役割を担う町内会が硬直して機能していないと感じられる。このことは、地域共生社会を目指すには心許ない。町内会の在り方を再考し、役員のなり手不足等の諸問題は、組織運営に知識と経験のある、まちづくりのデザインができる人材や行政側からのサポートが必要であると考える。

区の考え方、地域コミュニティを支える町会・自治会の担い手不足等は、大きな課題と認識しています。区は今後も、東京都つながり創成財団が実施する町会・自治会の活動基盤強化を支援する「地域の課題解決プロボノプロジェクト」の積極的な利用を町会・自治会に働きかけてまいります。

また、コロナ禍を経た町会・自治会を取り巻く環境の変化を踏まえ、区の実情に相応しい支援策の充実を図っていく必要があります。町会・自治会へのアンケート調査により実態把握に努め、人材確保や負担軽減等に向けた支援について検討を進めてまいります。

以上は168ページの内容です。

169ページ

9、主な意見の概要、人権擁護の推進の「今後の課題」に、LGBTQに関する記述があることは非常に良いと思いました。ぜひ積極的に取組みを進めて頂きたいと思います。しかし、記述の内容が不可解で、一面的な文章となっているように思われます。当事者の実態、直面する問題などを把握したうえで、論理的な記述に修正して頂きたいと思います。当事者や専門家にヒアリングをするなど、問題や論点を整理したうえで、体系的に問題を整理して記述するよう求めます。

続きは、次ページです。

区の考え方、第４章第２節、括弧２、人権擁護の推進でも記載させていただいてはおりますが、ご指摘いただいた点については、各所管にも伝え、引き続き、性自認や性的指向が十分に尊重されながら、安心して支援を受けることができるよう、福祉的支援にかかる対応力の向上と体制の充実、利用できる制度や資源の拡充を図ってまいります。

10、主な意見の概要、これからは生きづらさに気づき、支える活動が必要になります。サービスを提供する人材養成を考えてください。日本で６２８万人のケアを必要とするケアラーがいれば世田谷では少なくとも６万人がいることになります。さらにこの人数はヤングケアラーを含んでいませんから、数万人増えます。大雑把に言えば最小限でもまずスタッフは１千人、ボランティアは１万人必要です。サービスの体制は、走りながら構築するしかありませんから、最も困難な人づくりに着手してください。

区の考え方、区としても、人材不足への対応は保健医療福祉分野にまたがる重要な課題と認識しております。今後は福祉の仕事の魅力発信や、タスク・シフト/シェアの推進、先進技術の活用による、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境整備にも取り組んでまいります。

11、主な意見の概要、子どもたち、小中学生が、高齢者、障害者、認知症のある人からのお話を直接聴く機会があると良いと思います。核家族が増え、いろんな人や、世代の人々と関わるとよいと思います。近所の人々とつながることになるかもしれません。それが福祉への関心と人材育成につながると良い。

区の考え方、ご提案のとおり、多世代の交流は大切だと認識しております。幼少期から地域の活動に参加することで、社会参加を身近に感じてもらい、大人になった時に地域活動や福祉の仕事に興味を持ってもらえるような取組みを推進してまいります。

以上は169ページの内容です。

以下は170ページの内容です。

成年後見制度利用促進基本計画に関すること、４件

1、主な意見の概要、成年後見制度には、多くの問題がある。その制度を統括する家庭裁判所は、大部分の情報を非開示とし、また、弁護士に委ねる。そうすると、不正行為が隠蔽されるので、後見制度を利用する人は少ない。そこで、家族信託制度が導入されたが、これも、情報がある特定の人等に委ねられ、非公開である。

社会福祉協議会も、家裁の下部機関のたぐいである。広く市民が、公正、公開で高齢者を見守る社会が必要である。あんしんすこやかセンターも、非公開基本では、住民の安心・安全は得られない。市民参加の開かれた社会をつくるための協議が必要である。

区の考え方、区では、区民のご意見を成年後見制度の利用促進に反映させるため、世田谷区成年後見センター運営委員会や世田谷区成年後見制度地域連携ネットワーク会議において、民生委員・児童委員の方に参画いただいております。

また、住民同士の支えあい活動の一環として、「区民成年後見人養成研修」を実施しており本人に寄り添うことを第一とした区民成年後見人が、世田谷区社会福祉協議会の監督と支援を受けながら制度の一翼を担っています。

今後は、いただいたご意見を参考に、区民成年後見人との連絡会を通じて協議の場を設けることで市民参加の開かれた社会を目指していきます。

2、主な意見の概要、成年後見制度については、2022年10月7日付の国連勧告「障害者の権利に関する委員会第27会期、日本の第１回政府報告に関する統括所見」の内容を反映してください。

世田谷区成年後見制度利用促進基本計画【素案】の「計画策定の背景」では、令和４年３月に国が策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、区は新たに『世田谷区成年後見制度利用促進基本計画』を策定し、制度の利用促進に向けて、取り組むものとします。」として、国連勧告とは逆の方向性が示されています。

続きは、次ページです。



国の方向性に沿わなければならない側面が、あるとしても、国連より勧告が出ており、一般的意見１号にある通り、「後見人制度及び信託制度を許可する法律を見直し、代理人による意思決定制度を、個人の自律、意思及び選好を尊重した支援付き意思決定に置き換える法律と政策を開発する行動を起こす必要がある」ことが課題である旨は明記してください。

【類似意見　他１件】

3、主な意見の概要、成年後見人制度は、国連勧告を受けた経緯もあることから、積極的な活用については慎重にあるべきではないかと感じました。

2、3に対する区の考え方、２０２２年、国連による勧告が行われ、日本の障害者政策の未解決な課題が明らかになりました。そのひとつとして、成年後見制度について精神障害者、知的障害者の法的能力の制限のあり方が懸念され、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、すべての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」が勧告されました。

障害の有無にかかわらず、本人の意思決定は最大限尊重され、その権利を擁護し、支援する制度が求められていると考えています。

現行の成年後見制度の見直しは民法の改正を伴うものになりますが、本人の意思決定を尊重し、その支援ができるよう、できる限り改善するようにしていきます。

以上は170ページの内容です。

以下は171ページの内容です。

再犯防止推進計画に関すること、3件

1、主な意見の概要、保護司やエッセンシャルワーカーの人手不足が特に深刻な中、再犯も含めて被害者及び加害者を生まないためには、専門性の高い関係機関がチームとなって連携することで、「誰一人取り残さない世田谷区」、つまり「生まれてきて良かった、世田谷で暮らして幸せだ」という理想のまちづくりを８年間で実現できると考えます。

区の考え方、再犯防止推進計画では、基本目標の１つに「関係機関との連携強化」を掲げており、対象者を必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援するなど、生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制を構築することで、立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

続きは、次ページです。

2、主な意見の概要、刑期を終えた人等への支援と犯罪被害者等への支援は、必要な施策だと思います。ただ、素案全体を通じて、犯罪加害者の家族・関係者に対する支援策が皆無であることに懸念があります。世田谷区再犯防止推進計画においても、国の考え方や、東京都の公益財団法人の問題提起を踏まえて、計画を策定する必要があると考えます。

3、主な意見の概要、犯罪の被害者だけでなく、加害者の家族や関係者へのケアも必要だと思います。

2、3に対する区の考え方、加害者家族支援も再犯防止の視点の一つと捉え、職員をはじめ区民や事業者に対して、加害者家族が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方といったアセスメントの充実や理解促進を図るなど、関係機関やNPO法人等との連携のもと取り組んでいきます。

172ページ

その他、19件

１、主な意見の概要、子育てしやすいように子どもにかかる医療費を、負担してほしい。

区の考え方、子ども等医療費助成は、現在、１８歳到達後の最初の３月３１日までを対象に実施しています。本制度では、所得制限や窓口負担金を設けることなく、保険診療の自己負担分と、入院時食事療養費を助成しております。

２、主な意見の概要、母子支援事業に関して、現在産前産後ヘルパーの家庭訪問事業を区から受託している。

9年目となり最近はツウィンズサポートの依頼が急激に増加しております。双子をドゥーラ(ヘルパー)ひとりで2時間以上各ご家庭に訪問して、家事や育児のケアサポートをしておりますが、2時間で利用者はお子様おひとりと同じコストです。ひとりのヘルパーに1回2時間で2枚の券が使用できるようにしていただきたい。しかも、利用者は券を使い切れず捨てている方も多いのが現状です。現実的には、2人のドゥーラが同時にご家庭に入る事も難しいです。

区の考え方、ツインズプラスサポートについては、必ず保護者が在宅していることを条件に訪問していただく事業としています。利用券については、２時間の利用に対して１枚使用できることとしておりますので、ヘルパー（ドゥーラ）がその時間内におひとりで対応できる範囲の家事・育児支援をしていただくものです。ツインズプラスサポート利用者によっては、育児はせず、家事支援のみを希望される場合もありますし、利用状況の詳細を１件ずつ確認することは困難なため、一律に２枚の利用券の使用は想定しておりません。

続きは、次ページです。

また、ご家庭によっては、同時に２名のヘルパー（ドゥーラ）が訪問しているケースもありますので、そのような利用をしていただくことは問題ありません。なお、利用券を使いきれない点については、希望の訪問日時の予約が取りづらいとの問題もありますので、現在も新規事業者等の確保に努めております。

以上は172ページの内容です。

以下は173ページの内容です。

３、主な意見の概要、高齢者の増加が見込まれていますが、独居高齢者も増加していくと思います。終活サポート事業を地域福祉計画に含めていただきたいです。エンディングノートを用意しても、信頼して預けられる先がなければ意味がありません。事業者トラブルなどが問題となっている昨今、行政のサポートが不可欠であると考えます。

区の考え方、今後は、身寄りのない高齢者が増加していくこととなり、身の回りのことが思うように出来なくなったり、病気になってご自身の意思を伝えられなくなったときに備えて、ご自身の希望をわかりやすく伝えるエンディングノートは非常に有効と考えます。任意後見制度では、認知症などで契約や支払いが出来なくなったときに備えて、エンディングノートに記載した希望する生活を実現するために、財産管理や身上保護を行ってもらう任意後見人をあらかじめ自分で選び、任意後見契約を結んでおくことができます。

任意後見契約は、公証役場で公証人が作成する公正証書で結び、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することとなりますので、エンディングノートを預ける一つの選択肢としてご検討ください。なお、いただきましたご意見を参考に行政のサポートについて、検討させていただきます。

４、主な意見の概要、とにかく子どもや子育て世代を重点的に支援してほしい。

区の考え方、区は、世田谷区子ども条例のもと、子ども・子育て応援都市として、妊娠・出産・育児から、学齢期の児童・生徒、若者に至るまで、様々な施策を充実させてきました。

コロナ禍の影響もあり、地域の見守りや支えあいのコミュニティが希薄化し、子どもや子育て世帯が孤立しがちになっていることから、令和５年３月には「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を定め、すべての子育て家庭を対象とした子ども・子育て支援施策を拡充する考えから、令和５年度からは、新たな施策を開始しています。本計画の策定にあたっても、この考え方を踏まえ、子ども・子育て施策を重点に、取り組んでまいります。

以下は174ページの内容です。

５、主な意見の概要、使いやすい保育園にしてほしいです。産休中の母親がいるから延長保育ができない・土曜保育が利用できない、さらに時短の利用に切り替えるのは、出産前後の母体への無理解だと思います。大きなおなかで、いつ体調が崩れるかわからないデリケートな時期に、子どもの世話ができるという前提が、母体を軽視しています。この「産休・育休中の延長保育・土曜保育原則禁止、時短利用の促進」などは撤回してください。

区の考え方、認可保育園の保育時間は、開所時間の範囲内で、お通いの保育園と保護者の方との話し合いのうえで、保育を必要とする時間について利用することができます。保育園によっては、産休・育休中のお迎え時間を早めに設定している場合もございますが、「原則禁止」の規定はなく、個別の事情により保育の必要性があれば、必要な時間の範囲で利用することができますので、ご遠慮なくご相談ください。ただし、延長保育については、通常の開所時間を超えて実施しておりますので、勤務時間の都合で延長保育時間に保育ができないこと等の要件を設けております。

６、主な意見の概要、羽根木や大原地域には、認可保育園がとても少ないです。北沢エリア全体では増えていても、民間の保育園は小田急線沿いに集中し、とても通わせられません。民間まかせではなく、地域にまんべんなく保育園をつくるのが行政の役割ではないでしょうか。

区の考え方、保育園の利用を希望しながらご要望にお応えできていない現状は申し訳ございません。区では待機児童の解消のため、私立認可保育園を中心に整備を進めてまいりましたが、就学まえ人口の減少等により、施設によっては欠員が生じています。保育施設の配置は地域により多少の偏在があるものの、施設は充足したと考えており、今後は地域の需要等を踏まえ、適切な定員構成となるよう進めてまいります。

７、主な意見の概要、羽根木集会所を残してほしい。集会所は、子育て世代も利用しています。子どもを抱えて代田の方まで歩くことは大変です。実際に、羽根木集会所の存在を知らなかったという近隣住民は多いです。区として、利用促進のために集会所の存在を周知してください。

区の考え方、羽根木区民集会所については、区内在住・在勤・在学のかたが半数以上で構成される、けやきネットの登録団体が利用できる施設となっております。これまでに、利用率の低い施設について、周辺施設の偏在や利用状況等を総合的に判断し、羽根木区民集会所を廃止することとなりました。

利用団体及び近隣住民等への説明会、車座集会において様々な意見をいただきました。現在、「区民と利用者への説明を、時間をかけて丁寧に行い、しっかりと意見を聞き、時間軸について再検討する。」との指示のもと、検討しているところでございます。

以上は174ページの内容です。

以下は175ページの内容です。

８、主な意見の概要、今年初めて区の乳がん検診（マンモグラフィー）を受診しました。検査後の面談で私の場合はマンモでは判別が難しい体質と言われ、超音波検診を勧められました。しかし区で補助が出るのはマンモのみで、超音波は別途自費で払うように言われたため、年金暮らしではちょっときついので、今回は見送りました。私のような体質の人は結構多いようですので、ぜひマンモと超音波を選択できるようお願いしたいです。

区の考え方、区のがん検診は、死亡率減少効果が科学的に証明されているがん検診として国が指針で定めているものを基に実施しております。超音波検診は、乳腺の密度が高い高濃度乳房の場合の乳がんの発見にメリットがある一方、現時点では死亡率減少効果が明らかにされていないため、国の指針では推奨されておらず、区の乳がん検診としては導入しておりません。

国の指針では、高濃度乳房のかたをはじめとする受診された方々のがんの早期発見のための方法として、検診の際、検診の実施機関より、自分で日常から乳房の変化を意識する生活習慣（ブレスト・アウェアネス）を身につけるよう、説明を行うことが推奨されているため、区のがん検診においてもブレスト・アウェアネスの説明が十分に行われるよう、引き続き検診の実施機関へ徹底を図ってまいります。

なお、がんの早期発見に効果的な検診の方法について、科学的な研究が重ねられているところです。今後、超音波検診をはじめ、新たな検査方法が国の指針で推奨されることとなった場合、区としても速やかに助成の対象とするなど、がん検診の一層の普及促進に努めてまいります。

続きは、次ページです。

９、主な意見の概要、相談体制の充実とあるが、「相談」の定義を明らかにしてください。家族（難病）の件で、電話での相談の際、相談内容が解決・改善に向かわないことがある。そのため、後になって議員からも公的に調べてもらうと、「そのような相談は受けていない」などと言われることが複数の課にわたって起きてきた。役所は何をもって「相談」とみなすのか。

区の考え方、区民の皆様が抱えている困りごとについてご相談いただいたものはすべて「相談」です。原則、受けつけた相談窓口で対応しますが、必要に応じて適切な関係機関にお繋ぎすることもございます。今後は、いわゆる制度の狭間に陥ることがないよう、隙間のない支援を推進してまいります。

以上は175ページの内容です。

以下は176ページの内容です。

10、主な意見の概要、家族が介護離職しなくてすむように、施策の総点検もしてください。

11、主な意見の概要、医療からも介護からも「キーパーソン」としてあてにされますが、キーパーソン自身への財政的補助や減免措置なども考えてほしいと思います。離職をしたりして、亡くなった後は途方に暮れるように放り出されます。国民年金などもキーパーソンは制度上失業者の扱いでしかありません。１０年以上もの間、医療からも介護からもキーパーソンとしてあてにされつづけ、離職して必死に対応し、挙げ句年金が少ない状態におかれてしまう点も世田谷区に限った話ではありませんが、焦点をあててほしいと思います。

10、11に対する区の考え方、

区では、令和６年度を初年度とする第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせ、介護離職防止のための家族介護者支援も含めた、各施策の現状や課題の整理を行いました。今後とも家族介護者相談・支援の充実に取り組んでまいります。

また、区内事業者に対しては、国の両立支援等助成金や、東京都の介護休業取得応援奨励金をはじめ各種事業の活用を案内するとともに、区においても、区内企業の従業員の就業継続のための、独自のテレワーク導入支援や、関連する労働相談とセミナーを始めました。今後はさらにこうした施策の充実を図ってまいります。

12、主な意見の概要、精神科に通院しているものですが、担当医と、自費のカウンセラー以外に、相談するところがなく、８年くらい困り続けています。

続きは、次ページです。

障害者手帳や、自立支援医療の手続きで区役所の窓口に行きますが、経済的なことなどの相談先が全くないため、一般向けのファイナンシャルプランナーにでも相談しなければと思っています。起業やフリーランスで働くとなると、また違った相談窓口に行かなければならないし、予約を取ること自体に難しさがあったりします。

区の考え方、総合支所保健福祉センターでは、障害のある方の手帳の申請や福祉サービスの相談、自立支援医療給付等、様々な申請・手続きと合わせて、生活・健康等日常生活にかかる様々なご相談をお受けしております。また、地域障害者相談支援センター「ぽーと」においても、年齢や障害種別を問わず障害に関するご相談をお受けしております。上記のいずれにおいても、ご相談内容に応じてより専門的な相談を要する場合には、適切な支援機関の情報提供等を行っております。

以上は176ページの内容です。

177ページ

13、主な意見の概要、世田谷区の地域割りについては、自治体を中心としたものとなっていて、必ずしも実際の生活圏を反映していないのではないかと思います。大きな道路や線路で分断されている地域については、区割りを見直すか、補完的な仕組みを導入すべきではないでしょうか。

区の考え方、区では、昭和53年の世田谷区基本構想を起点とし、平成３年から地域行政制度（５地域分け）を導入しました。都市としての一体性を保ちながら、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施する仕組みです。「適正な地域の区分」は、議会の要望や地元の意向、都の行政区画との整合、歴史的背景など、様々な要素を調整のうえ、現在の形となりました。

このようなことは、各自治体間の境界（区境）についても、同様のことが言えます。以上のような検討の経緯や、現在の地域区分が浸透している現状から、地域区分の変更には、多くの区民の方々のご意向とご理解をいただく必要があると考えております。

一方で、ご提案いただいた「補完的な仕組み」として、区では電子申請できる手続の拡充など、今後もデジタル技術を積極的に活用することにより、区民の方々の利便性向上に取り組んでまいります。

続きは、次ページです。

14、主な意見の概要、「緊急介護人派遣」について、対象に「愛の手帳4度」を加えてください。多くいらっしゃるであろう「軽度の知的障がい」のある方々が家族のサポートを受けられなくなっても、住み慣れた地域での生活を「安心して」送れるようになるために緊急介護人派遣サービスの対象の拡大を希望いたします。以上を「是非」、計画の策定に反映させてください。

区の考え方、緊急介護人派遣は、身体障害者手帳１級又は２級の方、愛の手帳１度から３度の方、脳性麻痺又は進行性きん萎縮症の方、精神科病院に長期間入院し、訪問支援事業により退院に繋がった方を対象とし、保護者や家族が一時的に障害児者の介護ができない場合に介護を提供する事業です。障害のある方の地域生活でのサポートは大切と考えており、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

15、主な意見の概要、生命、人間に対する最適な考えを持つ方として世田谷在住者ではまるまる先生がいらっしゃいます。生命３８億年の歴史で考えとりくまれています。今回の「地域保健医療福祉総合計画」の策定の趣旨に最適と思われます。審議会の中心になる学識経験者として、ぜひ協力をお願いしてください。

区の考え方、次回委員改選の折には、ご参考とさせていただきます。

以上は177ページの内容です。

以下は178ページの内容です。

16、主な意見の概要、キーパーソンがいなくなったら誰が保証人や遺骨などの手続等々をやるのだろうか。該当する親族がいなかったら行政が直接的に関わるべき分野で、条例や法整備も含めて変えることを迫られているのではないかと感じています。人口を増やす事はもちろん大事ですが、今生きている一人ひとりが安心して死んでいけるような法整備をしていく事も喫緊の課題ではないかと感じます。世田谷区でも是非条例の改正などで、対応できるところは対応し、都や国で対応しないとならない点などをどんどん上にあげていってほしいと思います。

区の考え方、区としても、高齢化が一層進むなか、終活や死後のことなど具体的にどのようにすればよいか、高齢者の不安が社会問題化していることは認識しております。区では、世田谷区社会福祉協議会成年後見センターに委託し、成年後見制度の利用や高齢者の様々な不安に関しての相談に対応しております。

続きは、次ページです。

また、相続や遺言についての「老いじたく講座」や、葬儀・埋葬、家財処分などについての「終活講座」を開催しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

17、主な意見の概要、映画館を作ってほしい。本屋さんを増やしてほしい。補助金などで保護するとか。

区の考え方、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

18、主な意見の概要、他自治体の良い所をとり入れ、世田谷区でも広めてほしい。

区の考え方、ご指摘のとおり、計画策定にあたっては、先駆的な自治体の取組みは参考にさせていただいています。

19、主な意見の概要、看取り教育が少しでもできると良い。人の死をもう少し身近にする事は大切な教育です。

区の考え方、医療や介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けるために、在宅医療及びＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の普及や、看取りについての家族や関係者の理解が大切であると考えます。

このため、区では、在宅療養・ＡＣＰガイドブックを作成し、広く配布するほか、実際にご自宅でご家族の在宅療養を支え看取りを行った方をシンポジストの一人としてお招きし、人生の最期を地域で迎えるための支援について、一緒に考える講演会・シンポジウムを開催するなど、区民及び関係者の方々への周知、普及に取り組んでおります。今後もさらなる周知・普及を進め、地域で希望する在宅療養生活や看取りの実現ができるよう、取り組んでまいります。

以下は179ページの内容です。

第4節、関連する法律・条令等の概要

第1章

社会福祉法 第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2、市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3、市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法 第106条の5(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2、市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3、重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4、市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5、前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

再犯防止推進法第8条(地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

以上は179ページの内容です。

以下は180ページの内容です。

2、都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

世田谷区地域保健福祉推進条例第16条

区長は、地域保健福祉に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2、推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

括弧1、地域保健福祉の推進に係る施策の目標

括弧2、前号に係る実現の方策

括弧3、前2号に掲げるもののほか、地域保健福祉の推進に係る重要事項

3、区長は、推進計画を策定するに当たっては、区民及び事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第19条に規定する世田谷区地域保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

4、区長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

世田谷区地域保健福祉推進条例　第17条

区長は、前条第2項第1号に掲げる地域保健福祉の推進に係る施策の目標を実現するため、区、区民及び事業者等が行うべき事項を、地域保健福祉行動指針（以下「行動指針」という。）として策定しなければならない。

2、区長は、行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第19条に規定する世田谷区地域保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3、区長は、行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4、前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

東京都保健医療計画

医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画。

第3章

世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年10月施行）

条例では、以下の2点を基本理念に掲げています。この基本理念を柱に、区の責務、区民の参加、地域団体、関係機関、事業者の役割を定めました。

（基本理念）

1.本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

2.区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

以上は180ページの内容です。

以下は181ページの内容です。

第5節、用語説明

あ行

ICT

インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー（情報通信技術）の略称。

アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

アドボカシー

子どもが自らの考えを整理することを支援したり、意見を表明することを支援したり、本人に代わって発言したりすること。児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとして子どもを支援する専門性を有する職員等による「制度的アドボカシー」や、独立性を確保した意見表明等支援員による「独立アドボカシー」等の種類がある。

あんしんすこやかセンター

世田谷区における地域包括支援センターの名称。地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を受ける「総合相談・支援」、介護予防事業を推進する「介護予防ケアマネジメント」、ケアマネジャーや医療機関等と連携し、支援する「包括的・継続的ケアマネジメント」、高齢者虐待や消費者被害の防止、成年後見制度の利用支援を行う「権利擁護」の４つの機能を持っている。

医療的ケア児（者）

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な人のこと。年齢により、児童（１８歳以上の高校生等を含む）を医療的ケア児、１８歳以上を医療的ケア者という。

インクルーシブ

「包摂的な」、「包括的な」、「すべてを包み込む」を意味する。「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」という言葉からきており、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念。「ダイバーシティ」が性別や年齢、国籍、人種、宗教、障害の有無などの多様性が受け入れられている状態を指すのに対し、インクルーシブは多様性が受け入れられているだけではなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共生していることを表す。

ACP

アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）：もしもの時に自分が受けたい治療やケアを医療・介護関係者や信頼できる家族やパートナーなどの身近な人と話し合うこと。

MSW

医療ソーシャルワーカー（MedicalSocialWorker）のこと。保健医療機関等において患者や家族の相談にのり、社会福祉の立場から経済的・心理的・社会的問題の解決、調整、社会復帰を支援する。

LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、クエスチョニング（性のあり方をあえて決めないまたは決められない人）またはクイア（多様な性を包括する言葉）の頭文字をとった言葉。

以上は181ページの内容です。

以下は182ページの内容です。

おでかけひろば

子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由につどい、親同士の交流や子育て相談ができる場。

か行

居住支援法人

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

グループホーム

認知症高齢者や障害者等が、食事提供その他の日常生活の支援を受けながら、地域で少人数の共同生活を行う居住の場のこと。

ゲートキーパー

自分や家族、友人など身近な方のからだやこころのストレスサインに早めに気付き、必要時、相談窓口に橋渡しを行い、「生きることを支援する」役割の人をいう。

さ行

災害ボランティアコーディネーター

被災者からの支援要請（ニーズ）と災害ボランティア活動とをつなぐ役割を担当する。具体的には、被災者からのニーズを受けて、被災者とよく打合せ、場合によっては現場を訪問して被災状況を確認し、どのような支援活動をするのか決定する。その一方で、災害ボランティアとして活動する人を受け付け、ニーズとのマッチングを行う。また、災害ボランティアが安全に活動でき、被災者が安心して支援を受けられるよう、様々な配慮をし、相談を受け、調整役を務める。

続きは、次ページです。

在宅医療

外来や入院ではなく、自宅などの生活の場で日常的な医学的管理と適切な介護を提供することで、在宅での療養生活を可能とする医療のこと。医師や看護師等の医療職と、ケアマネジャー、ヘルパー等の介護職が連携し、それぞれの専門性を発揮しながらチームケアで患者の在宅生活を支えている。

サロン

閉じこもりや孤独・孤立等の解消に向け「楽しく　気軽に　無理なく」を基本として、地域・地区の住民の方々が自主的に取り組む、お茶とおしゃべりを中心に楽しむ仲間づくりの活動。

ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいう。

ジェンダー主流化

男女だけではなくLGBTQなど多様な性を含めたすべての人が等しく利益を受けることができ、また不平等が永続しないよう、施策・事業・組織運営における計画・実施・評価の各プロセスに、ジェンダーの視点を反映させること。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、地域福祉活動推進のための様々な活動を行っている非営利の民間組織のこと。

以下は次のページの内容です。

183ページ

瞬間ボランティア

「ながら見守り活動」を推進するため、いつでもどこでも困っている誰かのために、自然に、瞬間的に「声かけ」や「手助け」などの活動ができる人を「瞬間ボランティア」と位置づけている。講習会を開催し育成を図っている。

自立支援協議会

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議のこと。

スクールソーシャルワーカー

福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、家庭や福祉関係施設など関係機関と連携しながら、児童・生徒を取り巻く環境に働きかけて支援を行う福祉の専門職。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された地域の重層的な連携による支援体制・仕組みのこと。

性的マイノリティ

「性的少数派」「セクシュアル・マイノリティ」とも表現される。「からだの性」と「自認する性」が異なる人や、「好きになる性」が同性である人など、多数派とは違う性のあり方を持つ人々、すべてを含んだ言葉。

制度の狭間

ひきこもりや不登校、いわゆるごみ屋敷など、公的サービスでは対象とならない福祉ニーズや生活課題が生じている状態。

世田谷いきいき体操

手首や足首におもりをつけて、上げ下げなどの運動を行うことで、日常生活動作と関連のある筋力を維持・向上させる世田谷区独自の体操。

世田谷区基幹相談支援センター

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の規定に基づき、地域における障害のある方に対する相談支援の中核的な役割を担う機関として、世田谷区が設置している機関のこと。

世田谷版ネウボラ

妊娠期から就学前までの切れ目ない支援を行うことを目的として、区・医療・地域が連携し、すべての妊産婦や乳幼児を育てる家庭に寄り添い相談支援を行う、顔の見えるネットワーク体制。

世田谷ボランティア協会

世田谷のまちに暮らす人々によって支えられている、地域に根差した民間のボランティア活動推進機関。世田谷にボランティア活動の芽を育て、広げ、深め、高めることを目的に、草の根のボランティアたちと行政機関が話し合い、１９８１年に誕生。

せたミール

スーパーマーケット・小売店・飲食店等への協力を得て、区民が気軽に適切な量の野菜や食塩を体験できるバランスのよい食事をいう。

184ページ

た行

多頭飼育崩壊

飼っているペットが、飼い主自身で管理しきれない数に増えてしまうことにより、飼い主の生活状況、動物の状態、周辺の生活環境などが悪化することをいう。

地域子育て支援コーディネーター

「おでかけひろば」の中など区内６か所に配置されており、研修を受けたスタッフが、身近な場所で相談者に寄り添いながら、生活に密着した地域の民間情報や公的な支援情報などの提供や相談支援を行っている。

地域障害者相談支援センター「ぽーと」

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の規定に基づく地域生活支援事業の１つで、障害児（者）や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業のこと。世田谷区では社会福祉法人等に事業委託し、愛称を「ぽーと」としている。

地域保健福祉審議会

世田谷区地域保健福祉推進条例に基づき、区の地域保健福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため設置された区長の附属機関のこと。学識経験者、福祉・医療関係者、及び区民等の委員で構成されている。

地区連携医事業

各地区に担当の医師（地区連携医）を配置し、あんしんすこやかセンターが行う様々な活動の場で、医療的助言を通してあんしんすこやかセンターの行うケアマネジメント支援や、地区における医療・介護関係者の連携を進める事業のこと。

中間的就労

ボランティア活動や軽作業など、一般就労と福祉的就労（障害福祉サービスのもとで行われる就労）の間に位置する就労。

D　X（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術の導入や活用をきっかけに、ビジネスだけでなく、人々の生活をより良い状態へ変革すること。

DV

配偶者や恋人等の親密な関係間で起こる暴力のこと。同棲していない恋人の間でおこるデートDVもドメスティック・バイオレンスの一形態である。男女間だけではなく、同性同士のカップルの暴力もある。なお、子どもの見ている前で配偶者間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にもあたる。

続きは、次ページです。

閉じこもり

高齢者がいちにちのほとんどを家の中あるいはその周辺で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて縮小している状態や、家の外へ出られる状態であるにもかかわらず、家から外に出ない状況で、社会的な関係性が失われている状態をいう。

以上は前のページの内容です。

185ページ

な行

認知症初期集中支援チーム事業

認知症（疑い含む）の高齢者や家族等を対象に、看護師、医師等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が定期的に（原則6ヶ月程度）家庭訪問し、集中的に支援を行うことにより、認知症に関する正しい情報提供のほか、認知症の進行や介護に関する心理的負担の軽減、医療・介護サービスの円滑な導入等を図り、支援体制を作ることを目指す、介護保険法地域支援事業に基づく事業。

は行

はちまるごーまる問題

８０歳代の親と５０歳代の子の組み合わせによる生活問題。高齢者である親が、ひきこもり状態などにある単身・無職の子を支えている家庭で、背景には家族や本人の病気、親の介護、離職、経済的困窮や人間関係の孤立など複合的課題を抱え、地域からの孤立の長期化など社会的な課題として顕在化している。

ピアサポート

自分の疾病や障害の経験を活かし、大切にしながら行う様々な活動のこと。同じ疾病や障害がある仲間に対する活動や、地域や区民等に対する疾病や障害についての理解促進のための活動などがある。

フレイル

加齢に伴い、体力や気力が低下し食欲や活動量が低下して虚弱になっていく状態。

ヘルスリテラシー

健康に関する情報を探し出し、理解して、意思決定に活用し、適切な行動に繋げる能力のこと。ヘルスリテラシーが高い人は、適切な健康行動をとりやすく、その結果、疾病にかかりにくく、かかっても重症化しにくいことが知られている。

防災塾

「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンとして、平成２６年度より各地区において、災害時に想定される課題の発見とその対応策を検討し、地区防災計画案の作成を行い、その後の検証・取り組みを実施している。

続きは、次ページです。

ポピュレーションアプローチ

疾患を発症しやすい高いリスクを持った個人に対象を絞り込んだ予防方法をハイリスクアプローチということに対し、対象を一部に限定しない、集団全体に対する予防方法。

ボランティアビューロー

ボランティア活動をしようとするかたとその力を必要とするかたからの相談を受けて、よりよい出会いをコーディネートする地域の活動拠点。学習会や各種講座を開催し、活動を応援するとともに、地域の支え合いの輪が広がるように、ボランティアに関わるかたが集う交流の場をつくる。

ま行

ミニ、デイ

サロン活動を基本に、会食、レクリエーション、健康体操など心身機能の維持や寝たきり予防等を目的に加えた活動。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。住民の立場に立った相談・助言・援助を行い、関係機関と協力して、社会福祉の推進をめざし、自主的・主体的な活動を行っている。児童委員も兼ねていて、児童福祉の向上にも努めている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事ごとの相談を行う。

以上は前のページの内容です。

186ページ

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を、過度に行っていると認められる子ども・若者。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される子どもを守る地域ネットワークのこと。世田谷区では「要保護児童支援協議会」と呼称している。

わ行

若者総合相談センター「メルクマールせたがや」

世田谷若者総合支援センター内にあり、様々な理由から社会との接点を持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができない、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた若者等の支援を目的としている。令和４年度、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」の開設に伴い、年齢上限を撤廃し、中高生世代以上の世田谷区民の方・その家族を対象に、ひきこもり等悩み相談、社会参加へのきっかけ作り、各種セミナー、各種プログラム等を実施している。